公益社団法人 玉川法人会 広報誌

tamagawa 公論

2019.1 Vol.52

たまでんBOARD 第293号 合併号

特　集

新春対談・税を考える週間

株式会社アベコー　本　社　〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋2-11-20 サンタワーズD棟9階　Tel. 03（5431）7111（代）

公益社団法人 玉川法人会 広報誌

tamagawa公論 vol.52

たまでんBOARD 第293号

合併号

tamagawa公論「52号」

年頭のごあいさつ …… 公益社団法人玉川法人会　会長　阿部友太郎 …… 2

新年のご挨拶 …… 玉川税務署長　高杉　尚志 …… 3

委員長・支部長・部会長年頭あいさつ …… 4

同好会から年頭挨拶とご案内 …… 10

特　集

新春対談 …… 12

税を考える週間

納税表彰式 …… 20

坂東義治副会長の東京国税局長表彰受彰を祝う会 …… 21

第７回　税に関する絵はがきコンクール …… 女性部会 …… 21

人工知能AIまるわかり！最新事情 …… 研修委員会 …… 23

献血事業の推進 …… 社会貢献委員会 …… 23

たまでんBOARD「293号」

１月・２月・３月行事予定 …… 24

理事会・委員会・支部・部会活動報告 …… 25

新入会員ご紹介 …… 37

お知らせ

玉川税務署よりお知らせ …… 38

世田谷都税事務所からのお知らせ …… 40

表紙写真：広報委員会

年頭のごあいさつ

公益社団法人玉川法人会
会長　阿部　友太郎

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては良き新年を迎えられた事と心からお慶び申し上げます。

平素より会員並びに関係団体の皆様には法人会事業運営にあたり、ご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。又、玉川税務署高杉署長始め、署員の皆様にはご指導、ご鞭撻を賜り、御礼を申し上げます。

さて、今年の干支は己亥（つちのとい）となり己（つちのと）は完成した自己や成熟した組織がそれまでの主義、規律、秩序などを見直し、次の準備をする年となり亥（い）とは個人は知識を増やす精神を育てる、組織は人材や設備投資、財務基盤を固める年となります。この年は外に向けての活動ではなく内部の充実に心掛けると良い年になるそうです。

ところで我が国の経済は景気上昇が続き人材不足も深刻化してまいりました。政府は外国人労働者の受け入れを決め、来年度より受け入れのための準備を進めております。外国人労働者の雇用に関してはさまざまな問題が提起されておりますが、受け入れ後の対応が心配です。又、第四次産業革命の進展にともなって働き方改革など大きな社会変化がおきてまいります。中小企業の柔軟性や機動力を強化し、イノベーションをしていく事が必要です。我々中小企業の成長にともない雇用から発生する所得は約3.6兆円にもなり、全体の４割を占めており社会保険料事業主拠出分は約133兆円となり大企業とほぼ同額の負担をしており、雇用の約75％を占め、雇用を通して我が国の財政や経済発展に大きく貢献しております。このような中、少子高齢化が進み社会保障費が急激に増加し、将来の不安要因にもなってまいりました。このままでは給付は現在の３割くらい引き下げなくてはならない状況になってまいります。政府は景気回復の長さが高度経済成長期の「いざなぎ」景気を超え現在も景気回復が続いているので戦後最長の景気回復となるのではと発表しています。これは日銀を含めた世界的な金融緩和や米国を中心とした海外経済の好転が息の長い景気回復を支えているのではと言われております。この様な時こそ行財政改革をしっかり実施し、社会保障の問題もしかりと議論し、より良い政策を実施する良いチャンスだと考えます。最近では自分が良ければという考え方が中心になっているようですが、お互いに皆様が協力しあい、住みよい国家造りをしていかなければと思います。

第４次産業革命の始まりにより、企業は急激に変化する事が予想されます。会員の皆様におかれましてもこの様な中で自社発展の為、様々な改革が進められていると思っています。政府も生産性の向上を図る為IT化やAIが導入されてくると思います。法人会ではｅ-TAXやL-TAXの利用促進やマイナンバーカード、そして納税者の利便性が図れるIDカード利用も積極的にPRしていきたいと考えております。本年も昨年同様、法人会として納税意識の高揚を図るとともに納税知識の習得、税務行政への円滑な運営をサポートし、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいく予定です。

結びにあたり、会員企業益々のご発展と皆様のご健勝、ご多幸をお祈りし、年頭の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

玉川税務署長　高杉　尚志

新年あけましておめでとうございます。平成31年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

阿部会長をはじめ公益社団法人玉川法人会の役員・会員の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私どもの使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことです。この国税庁の使命を達成するため、まず、利便性の高い納税環境の整備など、納税者サービスに努めたうえで、悪質な納税者には厳正な姿勢で望むなど、適正・公平な課税・徴収を行うことが必要であると考えております。そうすることによって、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼を得ることができ、納税道義の高揚を図られる、つまり皆様方に、納税することは正しいと思っていただけるような社会を作っていくことが究極の目標であると考えております。このため、納税者サービスの充実の観点から、納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を積極的に提供していくほか、引き続き、本年もｅ-TaxなどのICTを活用した、納税者の皆様にとって利便性の高い申告・納付手段の充実に努めてまいります。

こうした中、公益社団法人玉川法人会の皆様には、ｅ-Taxの利用拡大や租税教育の一環としての税に関する絵はがきコンクール、税務研修会の開催、和太鼓コンサートに代表される地域に密着した多くのイベントにおける税の啓蒙活動など、多岐にわたるご支援・ご協力をいただいており、重ねて御礼申し上げます。

年も改まり、間もなく平成30年分の所得税・消費税等の確定申告の時期を迎えます。本年からｅ-Taxの利便性拡大の施策としてマイナンバーカード方式に加え「ID・パスワード方式」を導入いたします。「ID・パスワード方式」は、マイナンバーカードとICカードリーダライタの準備がなくても、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて発行した「ID・パスワード」を利用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からｅ‐Taxで送信することにより、申告書を提出することができ大変便利です。さらに、スマートフォンで「ID・パスワード」を利用して申告書を送信することもできるようになりました。

また、本年も申告書作成会場を、５署合同で「ベルサール渋谷ファースト」に設けることともに、同会場にて平成31年２月24日（日）及び３月３日（日）の閉庁日に確定申告用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談を実施します。

私どもといたしましては、国税庁のホームページ等により、各種確定申告に関する情報提供を行っているところではありますが、税務行政の円滑な運営には、公益社団法人玉川法人会の皆様方の様々なご支援によるところが極めて大きいと考えております。これまで公益社団法人玉川法人会の皆様と培ってまいりました協調関係をより一層発展させてまいりたいと考えておりますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人玉川法人会の益々のご発展と会員の皆様のご事業のご繁栄につながる年になりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭あいさつ

副会長・委員長・支部長・部会長

□ 副会長・総務委員長　坂東　義治

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、輝かしい新春をお迎えなされたこととお慶び申し上げます。

さて、全国に440会ある法人会では、来年度（2019年度）の通常総会において2年に1回実施される役員改選期を迎えますが、玉川法人会も同様に役員(理事、監事)の改選が行われます。

平成23年３月に公益社団法人の認証を頂き、来年度で９年目を迎えますが、その間に玉川法人会の行政庁である東京都庁から２回の立入検査を受けましたが毎回審査内容が厳しくなっていることを感じております。

法人会で開催される殆どの事業は、収益を目的とした事業ではなく、私達にはその全てが公益事業であると考えられていますが、行政庁の判断では、事業そのものの公益性が高くても参加するメンバーが殆ど法人会の会員で構成される場合、それは公益事業と見なされないと判断しています。法人会で開催される公益事業が行政庁で判断する公益事業と見なされるためには、会員のみならず一般市民の方々の応分な参加が必須になります。（一般市民の方々に開かれた法人会活動が必要になります）

また、理事や監事に関する責務も公益前に比べ一段と高くなってきております。特に法人会の決議機関である理事会への出席は大変厳しく、理事会への出席が儘ならない方を選任することは、かなり懐疑的に判断されております。理事、監事等の役員は、可能な限り役員会へ出席することを強く要望されており、特に監事の出席が不能の場合、会議の開催日程を監事が出席可能な日に合わせる様にとの指導も行われる程です。支部理事や部会理事候補者の選任にあたり、支部、部会ではこの点を十分ご配慮頂くように宜しくお願い申し上げます。(役員の会議への出席率50％以上はもとより、今後は出席率65％以上が必須になると考えられます)

より良い玉川法人会を構築する為、会員の皆様の更なるご支援ご協力を賜ります様宜しくお願い申し上げます。

□ 副会長・組織委員長　森　　栄

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、会員皆様には法人会の各事業活動及び会員増強運動につきまして、多大なるご支援・ご協力をいただき誠にありがとうございました。

組織委員会ですが、先ず「会員増強」という事です。昨年は大変苦戦をしまして、中々入会者の数が増えていきませんでした。それどころか、入会者以上に退会者が多数出ている状況です。会員が減りますと、何より会費収入に影響がありますし、会自体活気がなくなってしまいます。皆様におかれましても、会員増強を頑張ってくださっている事と思いますが、更に今一度考えていただき、声をかけ忘れている人がいないかの確認をお願い致します。

又、理事の方は全法連・東法連の目標であります「一人一社の勧奨」をくれぐれもよろしくお願い致します。

尚、退会者が多いので、ぜひとも会員の皆様は自身で加入勧奨された知り合いの方・会活動で仲良くなった方で、最近会っていないような人にはぜひ連絡をしていただき、新年会や総会、支部の活動に誘ってください。少しでも退会防止になりますよう宜しくお願い致します。

絆プロジェクトにおいては厚生委員会、受託保険会社と今年も全面的に協力していこうと考えております。

会員の皆様のご協力・ご支援よろしくお願い致します。

□ 副会長・財務委員長　平山　武司

新年あけましておめでとうございます。
平成最後の年を迎え、皆様益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
今年は新元号、新祝祭日の施行に心躍らせつつも、消費税率アップ、軽減税率の導入など税務関連においても動きの大きい1年になりそうです。
財務委員長としてまだまだ模索の日々ではありますが、新しい時代にふさわしい予算立案・執行のあり方を追求し、会員の皆様にとってより有意義な法人会となるよう努めてまいりますので、引き続きご協力の程、よろしくお願い申し上げます。
皆様にとってこの１年が健やかで、満ち足りた時となることを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

□ 副会長・厚生委員長　松浦　政幸

新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様方におかれましては輝かしい新春をお迎えのことと存じます。また旧年中は多大なるご支援を賜り誠にありがとうございました。本年も変わらぬご愛顧の程、お願い申し上げます。
現在、厚生委員会では各会員のための福利厚生制度の事業を推進しており、主に受託保険会社との連携により大型保障制度の加入促進を進めております。これに合わせて新規会員企業への加入勧奨も積極的に行っております。会員企業が減少する昨今、会費収入が減少し受託保険会社から入る事務手数料が現在の法人会を支えていると言っても過言ではありません。当商品への未加入の方におかれましては万が一の場合において自らの企業を守るという観点からも是非この機会にお手元の保険商品を見直され、法人会ならではの「大型保障制度」にご寄与頂ければ幸いと存じます。
最後に皆様方の益々の発展とご健勝をお祈り申し上げ新年の挨拶と致します。

□ 税制委員長　大島　光隆

新年明けましておめでとうございます。
税制委員会は、皆様の税に関する要望やご意見を税制改正に反映させるべく税の調査・研究のために議論を重ねています。
本年も引き続き
・公平な課税
・簡素な税体系
・税と社会保障の一体改革
等を柱として税制改正の提言に取り組んでまいります。
あわせて、皆様とともに「楽しく」税に取組む機会も発展させたいと考えています。
何卒、税制委員会の活動にご支援・ご協力下さいますようお願い致します。
今年はいのしし年、次に備えて準備をする年と言われています。
皆様が、力を蓄え、充実した年を迎えられますことを祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

□ 広報委員長　鈴木　健二

新時代開幕の年にあたり、明けましておめでとうございます。
昨年中は温かいご支援ご協力を賜り誠にありがとうございました。
本年は亥年です。イノシシといえば「まっしぐらに突き進む」と言うイメージがありますが、干支でいうと、亥年はエネルギーを蓄えて次の世代へ向かう準備をする、という意味なのだそうです。
本年は元号も新しくなり、消費税も10月には、始めて二桁の10％となります。また、明年は東京オリンピック・パラリンピックを控えておりますことから、色々な意味で次の時代へ大きく羽ばたく準備の年になるのではないかと思っています。
広報委員会も一段と団結して、より良い情報を、広報誌やHPを通して、より早く皆様にお届けできるよう頑張ってまいりますので、一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

□ 研修委員長　江口　響子

謹んで新春の祝詞を申し上げます。
昨年は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
研修委員会では、Good Experience（良い経験）を積むことを本年の目標にしていきます。
玉川法人会の公益事業として、「税を考える週間講演会」「新春記念講演会」「税務研修会」の３つの大きな事業を実施し、税知識の普及とより良い経営の知識を様々な形で展開しております。
これらの活動の中で、研修委員はじめ会員の皆さまが充実したGood Experienceを得ることができるように邁進する所存でございます。
研修委員長を拝命しましてから、まもなく２期４年を迎えようとしています。玉川法人会の諸先輩方からは、温かく時に厳しいご教示を頂きまして、小さな会社だけでは得られない貴重な経験を積むことができました。
深く御礼申し上げますと共に、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

□ 社会貢献委員長　廣部　雅子

あけましておめでとうございます。
社会貢献委員長を拝命して２年目を迎えます。初年度は無我夢中で遂行して参りました。今年度は、諸先輩方また社会貢献委員会の皆様に引き続きお力添えをいただきながら、地域の命を守る事業として今年も新しいチャレンジで地域の皆様に貢献して参る所存です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

□ 第１支部長　井上　俊治

新年あけましておめでとうございます。
第１支部　支部長を拝命しております井上です。昨年は支部会員並びに支部役員の皆様には大変お世話になり、またご協力を賜り誠にありがとうございました。
第１支部としましては、昨年も例年のごとく、いくつかの事業を行いました。５月の奥沢駅前音楽祭への参加、秋のバス探訪ツアーでは「昭和記念館」「府中競馬場記念館」など通常ではなかなか行けない場所と「うかい亭」の豆腐料理を満喫しました。昨年は通年の事業に加え支部の年間テーマである「退会防止につながる新たな事業と声掛け」にのっとって～地域の歴史を学ぼう～「もっと知りたい地域の歴史」勉強会を2回地域の有志に講演頂き大変な反響を頂きました。本年度も退会防止につながる同事業をもっと積極的に展開したいと思います。
最後になりますが、総務委員であり理事を務めて頂いていた森下　隆くんが11月24日に67歳で永眠しました。法人会第1支部にとって替えがたい人材でありましたが、彼の遺志を継いで我々が法人会を盛り上げていく所存です。本年も頑張ります。

□ 第２支部長　出澤　素賀子

あけましておめでとうございます。
昨年は例年以上に激動の年でした。
海外では６月に史上初の米朝首脳会談が開催され北朝鮮のミサイル危機は一旦沈静化し日経平均も安定しておりましたが、年後半には米中貿易戦争が激しさを増し株価が低迷、英国ではEU離脱への道程が描けない中、フランスではマクロン政権への不満が増大してきました。
世界が激動の中、日本でも西日本豪雨・台風・記録的猛暑、北海道地震などの自然災害に苦しめられた年でしたが、平昌五輪での羽生選手などの日本勢の活躍、2025年万博大阪・関西の決定など、朗報もありました。
本年も内外の激動は続くことでしょう。４月30日の天皇陛下の御退位及び5月1日に皇太子殿下の御即位、10月の消費税10％増税など大きな変化が予定されています。
今年の干支、己亥（つちのとい）は、成熟した組織が足元を固めて次の段階を目指す準備をし、人材育成や基盤を固める内部の充実を心がける年です。
私ども第二支部は、変化を冷静に迎える為に、本年を支部充実の年として、会員の拡大、さらなる情報共有および魅力的なイベント開催などに注力したいと存じます。
私も精一杯努力する所存です。
全員の皆様にはご支援を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

□ 第３支部長　森　功一郎

新春　あけましておめでとうございます。
昨年中は支部の皆様には大変お世話になりありがとうございました。昨年は夏の熱波や地震台風など厳しい環境が続きましたが、今年はオリンピック前年でもあり明るいニュースが盛りだくさん、年号も変更がありちかいところでは区議会議員選挙もあります
法人会支部の活動でも身近な出来事を取り入れた研修会や、地域の活性化を図る交流会の企画を催し、会員企業のプラスとなるようなイベントを行っていきたいと思っております
会員の皆様のご協力を頂きながら今年も楽しく、そして意味のある活動になりますようご支援のほどよろしくお願い致します。皆さまの今年1年のご多幸を心よりお祈り申し上げます。

□ 第４支部長　石井　伸二

新年明けましておめでとうございます。
昨年は大変お世話になりましたが、今年もよろしくお願いいたします。
今年度は、「より多くの人と知り合おう」をテーマに、休眠会員が参加しやすい場面を作り、会員全員の親睦を深め、そして地域内の商店街との関係も深めたいと考えています。更には支部単独でなく、他の支部との交流を深めながら、人の輪を広げたいと思っています。
15年目を迎えた公益事業の田植・稲刈り体験も、一区切りとして、３月に豪雪体験を実施するつもりでいます。学校及びＰＴＡのご協力を得ながら、支部会員にも、多くの参加をお願いし、お世話になった魚沼の方々にお礼申し上げたいと考えています。そのためにも、皆様方のご指導、そしてご協力をお願いいたします。

□ 第５支部長　清水　明洋

明けましておめでとうございます。
会員の皆様にはいつもご協力を賜り誠に有り難うございます。
５支部では、もっと「税」の意義や役割を、若い世代に伝え理解していただくことを目標に活動しています。
「税」の現状を知り、共に勉強していきたいと思います。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。

□ 第６支部長　鈴木　準之助

新年あけましておめでとうございます。
日頃より支部会員、支部役員並びに他支部の皆さまからご協力を賜り、誠にありがとうございます。
昨年、二子玉川では初の試みとして10月に「たまがわ花火大会」が開催されました。少し肌寒く感じましたが、とても綺麗に鑑賞できました。また11月30日には「柳小路」に６つの飲食店が新規オープンし、二子玉川は益々魅力的な街となっております。
今年度は、二子玉川ライズエリアで毎年秋に開催される大規模イベント「キネコ国際映画祭」への参加も計画しており、玉川法人会の魅力をたくさんの方々にお伝えできればと思っております。
第６支部としましては、引き続き二子玉川の新しい発展とともに、会員相互の異業種交流の場を作り、皆さまが参加しやすい支部活動を行っていきたいと思います。一社でも多くの会員の方々が様々な行事にご参加いただければ幸いです。
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

□ 第７支部長　三條　正人

【新たな時代へ向かって】

新年あけましておめでとうございます。

あと数ヶ月で平成が終わり、新たな元号がスタートします。10月には消費税率が10％に引き上げられますが、待ったなしの国の行財政改革を、政府は身を切る覚悟で取り組んで欲しいと思います。

さて玉川法人会も会員数の減少が最優先課題となっていますが、これといった特効薬も無く、地道な勧奨が基本であると思います。やみくもに「入会しませんか？」とドアを叩いても門前払いは必至で、有益なネタを持って行くことが不可欠です。ただ、仕事との兼ね合いで、多くの時間を費やすことができないのが現状であり、プロのコンサルに相談してプロモーションを提案してもらうのも選択肢の一つかもしれません。

最近は複数の支部が合同で事業を開催するケースが増えてきました。同じ立場の支部長が様々な悩みを共有し、課題を解決することに大変役立っています。他支部の成功事例を取り入れて試行錯誤しながら、参加者を増やすにはどうしたら良いかを考えて事業に取り組んで参りますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

□ 第８支部長　上平　亮

昨年度は、支部会員の皆様方には大変なご協力とご理解をいただき誠にありがとうございました。そして、新入会員の皆様ご入会いただき誠にありがとうございました。

今年度は８支部益々の充実を目指し、既存会員の皆様方への積極的なお声がけ、在籍しているがためのメリットの享受、活動に参加することの喜びを皆様とともに喜び感じていただけるよう努めてまいります。

今年もなにとぞよろしくお願い申し上げます。

□ 第９支部長　大嶽　公彦

新年あけましておめでとうございます。

昨年中はお世話になりました。日頃より第９支部の活動にご協力いただきありがとうございました。昨年はサマーステージや秋のコンサートをはじめ他支部との交流事業の拡大充実を図る中で、活発な活動を行うことができました。用賀の街も人口が増えており、地元や地域との連携を更に広げていく中で今年は町内会など地域団体と「地域の歴史」を取り上げていこうと考えています。東京オリンピックやパラリンピックをいよいよ来年に控えて、競技の開催場所である馬事公苑を抱える第９支部の地域での役割は重要なものとなるでしょう。また法人会の喫緊の課題である会員の退会防止や更なる会員増強にも、積極的に取り組んでいくつもりです。しかしこれら活動も支部会員の皆様のご協力がなければ進めることはできません。本年もどうぞよろしくお願い致します。

□ 第10支部長　佐藤　壽夫

新年明けましてお目出とうございます。

会員の皆様におかれましては、つつが無く新年を迎えられたかとお慶び申し上げます。

昨年度の事を色々回想し、反省する機会が出来ました。振り返りますと、支部会議の席や懇親会に於いて、新入会員の若い方などの参加が少しずつではありますが増えて参りましたので、あらゆる機会を捉え、新旧会員を問わず、今年度も、積極的に事業に参加して貰える様、皆様へ打診の連絡を入れるつもりです。又、女性部の方の会議や事業への参加が年々減少している様なので、女性会員の方へも、会議や事業に積極的に参加され、夫々の希望や意見を多く出して頂ける様、お願いするつもりです。

又、これを機会に支部会員の方へは、事業に参加されないと「損」ですよと、申し上げたいと存じます。是非、一度、都合の良い時に試しにご参加願います。

更に、今年度は、役員改選の年に当たり、小生も４期８年、支部長職を拝命致しましたが、新支部長を引き受けて頂ける方へは、支部の若返りと女性の方の積極参加の意向を引き継いで頂ければと期待致します。

□ 第11支部長　丸山　正高

新年あけましておめでとうございます。

スマホ研修会において年賀状の作り方を勉強させていただきました。年賀状の発行通数は平成９年の37億通をピークに、その後は年々減ってきているそうですが、しかし、年賀状をもらってうれしいと思う人は実に9割を超えているそうですので、これからも年賀状の慣習は続くものと思います。年賀状がスマホで送られる時代になってまいりましたが。個人情報保護法の関係もあるかも知れませんが、スマホで送る年賀状は住所の情報を掲示する必要はありません。

これからは、どんどん変わっていく時代に対応する支部作りをしていかなければと感じている次第です。

□ 第12支部長　橋本　文子

新年明けましておめでとうございます。

日頃より支部活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。昨年の地震や災害等で被害に遭われた地域の方々には心より御見舞い申し上げます。今年度も他支部さんとの合同事業を多く企画し、交流の場を広げていきたいと思います。楽しい企画には参加してくださる方々が多くいらっしゃいますので、税務や企業研修と共に、仲間作りの出来る楽しい交流会で、ご事業の発展に貢献出来たらと思っております。

また、他支部さんからのFAXお知らせが素晴らしく、時代のセンスに感心しております。さすが法人会です。今年は31年続いた平成も最後となり、消費税の改定もありますので、新鮮な気持ちで2019年を迎えたいと思います。

年頭にあたり、会員企業皆様の益々のご発展とご健康ご活躍をお祈り申し上げます。本年もよろしくお願い申し上げます。

□ 青年部会長　兼益　宏行

あけましておめでとうございます。新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、青年部会事業に多大なるご理解とご支援を賜り、心より御礼を申し上げます。

初めに、平成30年における全ての事業は、計画通り実施することができ、また、沢山の新しい仲間が加わりましたことを、ここに報告いたします。

早いもので、平成30年度も残すところ、あと３か月となりましたが、青年部会では毎年恒例の「ＨＡＢＡＴＡＫＩ」の発行や、大規模な異業種交流会を予定している中、来期に向けた新役員の選定も進めてまいります。我々の事業には、本部、支部、委員会の皆様のご支援が不可欠です。玉川法人会全体の底上げのためにも、今後も、変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。また、本年が皆様にとって素晴らしい一年となりますことを、心より祈念を申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

□ 女性部会長　松野　京子

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は皆様方には、税を考える週間「絵はがきコンクール」に対して、なみなみならぬご協力を賜り、無事表彰式を開催することが出来ました。ここに改めてお礼申し上げます。

関係者にお聞きすると、最近の小学校の行事の多さにはビックリさせられます。日常の授業も、英語やプログラミング等、私たちの時代には無かったような科目が増え、時代の移り変わりが感じられます。

いよいよ来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国内の様々な事柄が変化を遂げていく中で、その変化に対応しながら、伝統や文化を守り、次の世代へ繋いでいくという難しい役割を、微力ながらも担って参りたいと思います。

最後になりましたが、この一年が皆様にとって幸と笑顔の多い年になりますよう、ご祈念申し上げます。

□ 源泉部会長　松永　浩昌

あけましておめでとうございます。会員各位におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は、会員の皆様のご協力のもと１年間の行事も滞りなく執り行うことができ感謝しております。

本年度も部会報告会を皮切りに、企業訪問見学会と５回の研修会（１回は企業訪問研修会の車中にて）を予定しております。源泉徴収義務者の育成とその拡大を図る目的に沿うよう１年間務める所存です。

また、企業訪問見学会については、来春から興味深い見学先を探す予定にしておりますが、ご希望の分野があれば、ご意見をお寄せいただければ幸いです、

本年も会員企業の繁栄と皆様のご健勝をお祈りして新春のあいさつに代えさせて頂きます。

同好会から年頭挨拶とご案内

釣り同好会

新年明けましておめでとうございます。

釣り同好会は、隔月1回、日曜日に開催しています。

会の方針としてできる限り、法人会の会員の何方でも参加できるような、釣りの計画をするようにしております。目標としては、釣り同好会の仲間の皆さんと釣を楽しむような企画を立てられればと思っております。

これまで、数年に渡り同じ釣り船で、鯵釣りを中心に実施しています。参加者の固定化も始まっていますので、シーズンの魚を狙った釣行を計画したいと考えております。今年度中に、同好会のメンバー及びメンバーになりたい方と一堂に会して、仕立て船を開催したいと考えております。ぜひ法人会会員で興味のある方は参加ください。

（釣り同好会　代表幹事　中山 豪夫）

ボウリング同好会

新年明けましておめでとうございます。

同好会会員の皆様、昨年度は、ボウリング同好会をお引き立ていただき、そして、

活動にご参加いただき誠にありがとうございました。

毎月の定例会には積極的にご参加いただき誠にありがとうございました。

さて、ボウリング同好会は昨年度広報委員会と共同で、法人会会員が特別優待料金でご利用できるようホームページを作成いたしました。ぜひご覧いただきボウリングを楽しんでいただきたいと思います。ビギナーの方も定例会には来ていますのでお気軽にぜひご参加ください。

（ボウリング同好会　代表幹事　上平 亮）

ワイン研究同好会

～～～料理とワインのマリアージュ～～～
【幸福な時間】

会員の皆様　新年おめでとうございます。

ワイン研究同好会は、昨年に11月に37回目の例会を催しました。皆様のご要望により、年３回開催していますが、現在はワインの持ち込みに協力いただける会場を探し、一品一品の料理に合うワインを選定しています。そのようなことが出来るのも、㈱にっぱんの荒木ソムリエが役員に加わって下さっているからです。

素人の私達だけでは叶えられない充実した会が開催出来ていると思います。勿論少しずつではありますが、荒木氏の講習によりワインの知識も広がり、本来の楽しみ方を覚えつつあるような気がします。

旅も添乗員さんが居てくれることで、楽しさが何倍にもなるように、ワインも荒木氏のアドバイスで、

鴨のコンフィとボジョーレのマリアージュ

「あぁ……至福のとき」（11月の例会より。）

このような感動を味わってみませんか。

次回は３月、早めのお申し込みを！

（ワイン研究同好会　代表幹事　猿渡 昌枝）

消費税期限内納付推進運動実施中！

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※1)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

- 消費税には申告・納付期限(※3)があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

直前の課税期間の確定消費税額(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告１回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年４回（確定申告１回、中間申告３回）
48万円超400万円以下	年２回（確定申告１回、中間申告１回）
48万円以下	年１回（確定申告１回、中間申告不要）(※4)

法人会

※1　基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※2　地方消費税を含まない年税額をいいます。
※3　法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※4　直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

特集 新春対談

新年を寿ぐ対談として玉川法人会阿部会長と玉川税務署高杉署長に新年の抱負・目標などを語っていただきました。
森副会長の司会でなごやかな雰囲気の中、長時間の対談となりました。全てをお伝えできませんが、ここに要旨を掲載いたします。

■ 新年を迎えて

森副会長　それでは、新年ということですので、まず新年のご挨拶を。
あけましておめでとうございます。
今年は亥年ということで、まず新年のお言葉をいただきたいと思います。
はじめに高杉署長からよろしくお願いします。

高杉署長　新年明けましておめでとうございます。亥年というと、イノシシですので、猪突猛進のイメージがありますね。亥年の方は、「勇気があって物怖じしないタイプの方で、辛抱強く何事も最後までやり遂げる意志の強い責任感のある方」、と言われています。どちらかというと向こう見ずに突き進むというイメージもありますが、これも時と場合によっては必要な時があるかなと思います。亥年にあやかり、是非、時代の流れに乗って、目標に向かって猪突猛進するような年にしたいなと思っています。

阿部会長　私はどの様な年にするのかまだ考えていません。だいぶ歳も歳になってきましたので、そろそろ攻めから守りにまわらないといけない歳なのかも知れませんが、性格ですのでやっぱり今年も猪突猛進型で行くのではと思っています。人生というのは長いようで短いですので、もう少しやりたいことはピッチを上げてやっていける年になればいいなと思っています。

■ 署長の生い立ちとプロフィール

森副会長　高杉署長に生い立ちとプロフィールをおうかがいしたいと思います。

高杉署長　今まで何度かご紹介させていただきましたけど、出身は静岡県の浜松市です。ただし、親の仕事関係で10年ほど名古屋市に住んでいました。中学、高校は浜松で、大学は東京でした。税の職場に入ったのは、昭和61年で、名古屋国税局で採用されましたので、最初の５年間は、名古屋国税局の税務署を２か所経験しました。最初の赴任地は静岡県の磐田税務署という100人規模の署でした。

配属されて３年程して研修があったんですが、先輩二人が研修に行かれた後、霞が関の国税庁に転勤になりました。それを見て私も是非そういうチャンスがあれば行ってみたいなと思いました。研修が終わった後に転勤の希望があるんですけど、その時に一応国税庁と書きましたが、最初の異動は国税庁ではなく、近くの税務署に異動になりました。

その翌年に霞が関の国税庁に異動になりました。最初は、先輩たちの異動を見ていると、３年くらい国税庁で働いて、また名古屋局に戻ってくるのかなと思っていました。それから通算して約20年も働くことになるものとは思っていませんでした。全然予定より違った方向に進んでしまいましたね。20年といっても最初の６年間のうち、３年間は総務課で、機構・定員担当、次の３年間は企画課で、国税庁として中長期的に取り組むべき事項を検討をさせていただきました。そのひとつとして今のe-Taxもありましたし、電子帳簿保存法もありました。残りの13年は資産税の審理を

中心に国税庁に19年ほど勤務しました。またそれ以外にも、東京地方裁判所や国税不服審判所本部に異動したりと、そちらも両方とも霞が関なので、そこで４年間。実に霞が関勤務は通算して23年間ほどになります。通常の税務職員とは勤務形態が大きく異なっており、どちらかと言えば偏った感じの経歴が私の仕事におけるプロフィールといった感じですね。

■ 玉川署管内の印象について

森副会長　引き続き高杉署長におうかがいします。玉川署管内の印象についてはいかがでしょうか。

高杉署長　玉川署管内の印象というと非常に洗練されたイメージがありますね。私は住まいが武蔵小杉の少し南あたりですので、これまで通勤等では東急東横線を利用していることもあり二子玉川に降りたのは、今回異動が決まって来たのが初めてかも知れないという感じです。実際来てみましたら、ライズや楽天があったりと、開放感溢れる街の印象があります。署の管轄は広いのですが、玉川署管内の印象は、二子玉川を中心として洗練された街である一方、多摩川に沿っているため、自然も多く、五島美術館や静嘉堂文庫といった歴史的な施設もあり、ほどよくいろいろな要素がミックスした非常に魅力的な街というイメージです。自分にとって好きな街である鎌倉と、よく似た雰囲気もあり、赴任して半年ほどですけど非常に好きな街になりました。

　また一方、仕事の面でみると、二子玉川には楽天本社がありますし、あとICT関係や芸能関係の法人が多くあるイメージで、また、世田谷区全般ですけど高級住宅地を抱え、著名な方や富裕層が多く住んでおられる街という感じです。私にとって、あこがれの街二子玉川に毎日通勤させていただいているといった感じです。

阿部会長　税務署に勤務されたのは何年ぶりくらいですか。

高杉署長　税務署に赴任したのは７年前の目黒税務署以来です。目黒税務署の副署長を２年、そのあといずれも霞が関の東京地方裁判所に２年、国税不服審判所本部に２年、そして去年は東京国税局という感じです。税務署の経験は鎌倉で１年、目黒で２年、そして玉川ということですので、庁のことは詳しいんですが、署のことはよくわかっていないかもしれませんね。

阿部会長　二子玉川がこんなに変わるとは思いませんでした。世田谷区の中で最初に発展したのは三軒茶屋でした。というのは当時の大山街道、今の246号は江戸の人たちが神奈川県の大山阿夫利神社にお参りに行くというルートでした。それらの人が増え、大山道として賑わうようになりました。そこに３軒の茶屋があって、それで三軒茶屋という名前がついたそうです。次に北沢が発展し、そして二子玉川が最後になり、結果的としては二子玉川が一番発展し賑やかになりました。再開発の影響が大きいと思います。

■ 署をとりまく二子玉川の環境の変化

森副会長　ここで古くから二子玉川を知る阿部会長から署をとりまく環境の変化あたりのお話を伺いたいと思います。

阿部会長　私は玉川署と同じ２丁目の中で生まれて育ちました。私の子どもの頃は家の前は全部田んぼでした。今の税務署の周辺は畑と二子玉川遊園地がありました。二子玉川が大きく変わったのは、昭和44年頃、玉川髙島屋が出来てからです。田んぼの真ん中に出来た日本初のショッピングセンター。それが今の髙島屋です。このあと街が少しずつ大きくなり、今回の再開発で私の故郷が一変いたしました。私の家の前には、次太夫掘りと

いう川があり、そこに川魚のタナゴがいたり、シジミがとれたりして水遊びをするに格好の遊び場でした。

高杉署長　税務署は変わってないですか。

阿部会長　税務署は私の子供の頃は板塀みたいなもので出来ていたような気がします。場所は変わっていません。春には桜の花が咲き満開になるととても綺麗でした。

■ e-Tax, マイナンバーについて

森副会長　それではここから本題といいますか、税務署の大事な事業ということでe-Tax,マイナンバーという署として力を入れている税務行政について、現在の状況などをお聞かせいただきたいと思います。

高杉署長　昨年の新春対談でも、冒頭、申し上げていることですが、玉川法人会の皆様にはe-Taxの利用促進について、本当に早い段階からご協力をいただき、また、他に類を見ないほど高い普及定着の割合は、玉川税務署として誇る点の一つであり、大変感謝しています。

ここで、現在のe-Taxを巡る状況について、話をさせていただければと思います。法人関係につきましては、平成30年度税制改正において、大法人の電子申告義務化等が成立しました。2020年４月１日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用されることとなります。

これに併せて実施される各種の利便性向上施策は、電子申告義務化の対象法人のみならず、中小法人等にも適用があることから、中小法人に対するe-Taxの利用勧奨にも注力していくとともに、引き続き、e-Taxの一層の普及に努めてまいりたいと考えております。マイナンバー制度の一層の定着とあわせまして、引き続き力強いご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

個人関係につきましては、税務署では自宅等からのe-Taxによる確定申告や国税庁HPの確定申告書作成コーナーの利用拡大を推進しています。e-Taxでの申告であれば、番号確認や本人確認手続きなどが不要のため、納税者にとって利便性が高くなっており、申告書受付時における番号確認事務が省略できるだけでなく、簡易な計算誤り等が発生しにくいことから申告書の処理が迅速化され、円滑な確定申告事務運営にも繋がると考えております。

また、平成31年（2019年）１月からは、①マイナンバーカード方式と②ID・パスワード方式によるe-Taxの利用が可能となりますが、特にID・パスワード方式については、これまでe-Tax利用のネックとなっていたカードリーダライタの取得が不要となるだけでなく、スマートフォンやタブレットでもe-Taxが利用できるようになることから、非常に利便性が高くなっており、私どもとしても力を入れているところです。一方で、マイナンバーカードは、住民サービスの各種手続きが対応できますことから、ID・パスワード方式は、マイナンバーカードの取得促進に逆行するものでないことについても、御理解いただきたいと思います。

また、各法人の役員の皆様や、従業員の方にも是非とも、ID・パスワードを取得していただいた上で、ID・パスワード方式を利用して、e-Taxでの申告をお願いできればと思っていますので、是非とも宜しくお願いいたします。

阿部会長　もとはと言えば、e-Taxは利用者の利便性と税務行政の効率化という問題で始まったわけですが、やはりコンピューターシステムとの整合性もあって、非常に利用しにくかったと思います。例えばスタートしたときは住基カードを使ってやってくださいという話で、住基カードが終わるか終わらないうちに、今度はマイナンバーカードでやってください。これがちょっと一段落してくると、これからはIDパスワードにしてくださいと、結構変わってきています。利用者の利便性を考えてやってみることは理解できますが、使えるカードが目的に合わせて違うというような不自由な思いをさせることなく、マイナンバーならマイナンバー１本に絞ると言うようになれば、混乱しなくても済むのでと思います。

これからは税務職員も増えないわけですので、いかに生産性を上げて効率よくその業務をこなしていくか、それを我々がどういう形でサポートしていくか、そういうことになっていくのではないかなと思います。

■ 消費税引き上げと軽減税率について

森副会長　続きまして今年最大の話題かと思いますが10月からの消費税引き上げと軽減税率についてお話をしていただきたいと思います。

高杉署長　昨年、10月15日の臨時閣議におきまして、二度にわたり延期されておりました消費税10％への引き上げと軽減税率制度の導入について、予定通り2019年10月から実施することが改めて示されたところです。

今後ますます消費税の①軽減税率制度及び②軽減税率対策補助金への関心が高まるとともに、その準備等への対応が加速されることが予想されます。

そのような中で、昨年10月には、玉川税務懇話会と玉川税務署の共催により開催されました、消費税軽減税率制度等説明会は、大盛況であり、非常に関心が高まってきているのを実感したところです。

今回の制度改正は、平成元年の消費税導入以後、はじめて二桁税率となるもので、複数税率により消費税額を計算することとなります。軽減税率制度はその対象品目を取り扱う事業者ではなくても、会議費や交際費として、軽減税率対象品目を取り扱うこともあることから、すべての事業者の皆様方に影響がある制度改正といえます。複数税率に対応した区分経理と、それに対応した帳簿などの整理を行っていただき、新たな制度の円滑な導入に向けて準備を行っていただきたいと思います。

私どもといたしましては、準備を円滑に進めていただけるよう、国税庁ホームページや説明会の開催を通じて制度周知を行っているところです。法人会の皆様には、今後とも、税務行政に対しまして引き続き深いご理解をいただき、より一層の支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今回の制度改正で心配なのは、会長も良くお話されていますテイクアウトとイートインスペースの関係です。軽減税率制度はご存じのように、飲食料品の譲渡が対象となります。イートインスペースのあるお店でテイクアウトすると言って購入すれば譲渡であるため８％ですが、そこで食べると言って購入すると譲渡ではなく、飲食料品を飲食させる役務の提供となり10％となることになります。このように、消費者の購入時点の意思表示によって税率が異なってくる制度の実態を踏まえると、これまで以上に租税に対する正しい理解を植え付けるための租税教育が、ますます重要になってくることと思います。玉川法人会の皆様には、これまでも租税教育活動にご尽力いただいているところですが、子どもたちにとって一番身近な税金である消費税の観点から、更に租税教育を充実していく必要があると思いますので、引き続き宜しくお願いいたします。

阿部会長　ですからヨーロッパの軽減税率を導入されている国は、買う時必ずテイクアウトしますか、ここで食べますかと聞かれます。

高杉署長　ハンバーガー店ではこのままでいいですかと聞かれて、いいですというとそのまま渡されます。例えば、ドリンクでしたら、イートインかテイクアウトか分からないですね。消費者も販売者もその見極めがとっても難しくなってくるのではと思います。

阿部会長　消費税の軽減税率だけの問題を考えると、法人会も商工会議所も財務省も「税の仕組みが複雑になるのでやめたほうがいい」というところからスタートしました。ところが弱者をどうやって救済するのかというような話の中で、ヨーロッパ型の軽減税率を導入したほうが良いのではないかという形になって、政治判断で今の税制になりました。確かに、弱者救済をどうするかという問題は必要だと思っております。しかし、複雑な軽減税率より還付方式で所得の低い人たちに還付をしていく方が、良かったのではないかと思います。少子高齢化を迎え、社会保障費の負担を誰がどのように負担していくか考えた場合、消費税の引き上げは更に続けざるを得ないのかもしれません。この様な状況下では複雑な税制は改めていくべきだと考えています。

高杉署長　軽減税率制度は、飲食料品を提供する時点で、消費者の意志を確認して判断しなければいけないという問題があります。特にテイクアウトなど、どこまでうまくできるかという所ですね。ところで、例えば事業承継税制も導入されたときは、制度としても趣旨・目的等から、手続要件がかなり厳しかったと思います。そうすると使い勝手が非常に悪いものとなり、使われないと税制としての意味がないので、その後、若干パッチワーク的に直していって、事業承継税制が利用されやすいように改正されてきています。消費税もやっ

てみないとわからないというのが確かにありますけど、やってみてやっぱり問題点が生じてくれば、そういう点を踏まえて、改善していく、そういう形になるのではないかと思いますね。

阿部会長　今の政府の方針を見ていると、弱者救済、景気対策をどうするかという話の中で商品券を配ろうとか、カードを使ったら５％マイナスにするとかを検討しています。要するに還付ですよ。だったら最初から還付方式でよかったのではないかと思います。私は今回どういう還付方式をとるのか分かりませんが、その結果を見て、次回消費税を改正するときに軽減税率をやめて、還付方式一本に絞ってしまうという事も、考えの一つとして持っておいたほうがいいのではと思います。

いまでも法人会とか商工会議所は、この軽減税率には反対していますが、決まった以上は協力していかなければなりません。しかし、軽減税率については再度見直したほうがいいのではないかという要望を法人会はしていく必要があります。

森副会長　色々お話をお伺いしましたけど、具体的な話としまして低所得者対策のプレミアム商品券の話が先ほど少しで出ましたが、小売業者に対して５％程度の還元があるとか、そのような話がよくわかっていない部分があるので、その辺をご説明していただけると。

高杉署長　低所得者対策のプレミアム商品券・小売業者対策等については、新聞報道等によると、政府として検討されていると聞いております。私たちも、新聞報道等されている部分でしか分かりませんが、対策として決まれば、執行官庁として粛々と取り組んでいかなければならないものと思っています。

また、軽減税率対策補助金については、中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助することとされていますので、システム会社やメーカー等に確認して、早め早めの対応をよろしくお願いいたします。

■ 余暇の過ごし方

森副会長　それでは少し話題を変えまして余暇の過ごし方など。

高杉署長　これまでの仕事は、審理等のデスクワーク中心が多かったので、週末は、頭をリセットする意味で、身体を動かして過ごしています。ジムで、ランニング、水泳をしていますね。

また、10年ほど前に鎌倉税務署に異動したのをきっかけに波乗りを始めて、鎌倉の海が私のパワースポットとなっています。特に用事がなければ一年を通じて、毎週、鎌倉の海に行って、波があろうとなかろうと波乗りらしきことをしていますね。海の中にいると、心身ともにリセットできて、何かパワーをもらえる感じがするんですね。

阿部会長　海は寒くないのですか

高杉署長　いや真冬はブーツ履いて、手袋して、凄く厚いウエットスーツを着ますので、寒くないっていえば寒いですけど、その寒さも手ごろなというか日本海の寒さとは違う寒さですので晴れているとすごい気持ちが良いです。会長の行かれるオーストラリアのようなきれいな海ではないですけど、それなりにいいかなと思って、パワースポットみたいな、そこへいくと元気になるような趣味です。

あともう一つは、旅行も結構好きですね。国税庁にいたときは、なかなか忙しくて行けませんでしたが、ある年代になって、そろそろいいかなって、子供と一緒にスペインに行ったんですね。行くなら少しでもスペイン語を話せたらいいなと思い、軽い気持ちでスペイン語を始めたら、結構はまってスペイン語を3年近く勉強したことがあるんです。スペイン語の先生はアルゼンチンの方なんですけど、そういうつながりもできて、何か海外とのつながりも面白いなと思って、それをきっかけに海外旅行にはまりました。その時の目標は、自分が死ぬまでに100か国行きたいと無謀な目標を立てました。

国税庁を出てからは、目黒税務署、裁判所、審判所と以前より時間的にゆとりもでき、トータル的に30ヶ国ぐらい行きました。ちょっと行っただけとかが結構多いのですけど。ただ最近少し疲れてきて、海外に行くためには、お金と時間とパワーがいりますので、最近は日本の温泉でのんびりって感じがいいかなあと思っているこの頃です。

阿部会長　海外を廻ってどこの国が一番良かったですか？

高杉署長　それは良く聞かれるのですけど、ありきたりかも知れませんが、ニューヨークはまた行きたいなと思っています。

国で言うと、クロアチアとかチェコとかですね。ヨーロッパではフランス、イギリス、イタリアの有名な所は観光地化されていますけど、クロアチア、チェコ等は、我々が思っている昔のヨーロッパの雰囲気、古い町並みとかが残っているので凄くいい感じですね。

森副会長　多彩ですね。ちょっといろんなことの行動力、すごいですね。

ところで高杉署長は、特に持病とか？　今まで病気とか？

高杉署長　大きな病気はしていないですね。

阿部会長　私は、元々膠原病という病気を持っていて、そんなにハードな運動ができません。ゴルフを趣味としてやっています、久しぶりにスイングを直しましたら途端に腰をやられましてね、なんで腰が急に悪くなっちゃったんだろうなと思って病院に行ったら、「スイングを変えませんでしたか？」って医者に言われて「あっ、そういえば変えたわ！」(笑)これがダメなんだって・・・ですので、また元に戻したんです。そしたら少し良くなりましたが、一回悪くすると中々良くならない、時々こう足を引きづって・・・

高杉署長　私もゴルフを昔はやりましたが、中々上達しなくて左ひざとか痛めてしまいました。だから会長のハンデとかを聞きますとコツを教えていただきたいなと思います。

阿部会長　そうですね。昔のインストラクターはどちらかというと、自分の形を見せて、こうやって打てって言うような教え方でした。どうやったらそのような形になるのっていうのは教えないんです。今のインストラクターは、みんな理論的に教えてくれますね。理論を学んで経験豊富なインストラクターは、様々なことを知っていますから。そういう方に教われば、何歳からやっても私は上手になれると思います。

高杉署長　自分の気持ちがやりたいっていうのが大事ですよね。

阿部会長　そうですね。何事もきちっと教わって、反復練習をするっていうことが大事ですよね。私はこの歳で英語の勉強を始めましたが全然進まない、個人レッスンも週に２回受けていますが全然進まない。何故かというと、全然予習、復習しない。ただ参加をしているだけなので(笑)。だけど、とにかく続けることが全てだと思って。とにかく、レッスンだけは続けてやっています。そのうちきっと、やる気になるだろうと思っています。それまでは、あまり無理をせず、ゴルフもそうじゃないですか、うまく飛ばないのに続けていると嫌になっちゃいますから。

高杉署長　英語の先生は日本人の先生ですか？

阿部会長　アメリカ人です。大体２割ぐらいしか日本語がしゃべれません。

高杉署長　そちらの先生の方がいいですか？

阿部会長　良いと思います。また、今凄く良いのがスマホです。スマホには通訳機能があります。

日本語でしゃべるとすぐに英語になります。我が国ではオリンピックを控えて、政府と通訳機を造っている会社が組んで何十か国語がしゃべれるような通訳機を開発しています。

高杉署長　海外から色々な国の方が来て、色々な言語を話す、日本には、色々な言語を話すことが出来る方はなかなかいないですよね。

阿部会長　ですから、通訳機器で色々な国の人々と会話できるものを開発しているようです。

高杉署長　この前、ボランティアで大阪城を外国の方を案内しているお子さんのテレビを見ました。驚いたことに、その子は一回も外国に行ったことがないのに、すごくネイティブな英語を話していました。そのお子さん宅では、日頃から英会話で過ごしているということでしたので、日常から英語で会話を続けていくと、自然と英語を話すことが出来るようになるのかと思いました。

阿部会長　そうですね。やっぱり言葉がしゃべれないと致命傷ですからねえ。相手との意思疎通が図れませんから。そういう意味では、英語は国際語みたいになっていますから。これからは英語が話せないとビジネスも上手くいかない時代になっていくと思います。

高杉署長　スペイン語も面白いですよ(笑)。

阿部会長　スペイン語は日本人からすると覚え易いと言うのは本当なんですか。

高杉署長　発音は凄くわかり易いですね。ラテン語系はフランス語、イタリア語、スペイン語とありますけど、フランス語は発音が凄く難しいですが、スペイン語はローマ字読みをしますからその通り発音していけば読めるようになります。
阿部会長　意外と世界でスペイン語使っている人たちって多いんですよね？
英語に次いで多いんじゃないのかな。
高杉署長　ブラジル以外の中南米の国は、スペイン語を母国語としていますので、国の数は一番多いと思います。

■ 法人会に望むこと

森副会長　そろそろ話題を変えまして、高杉署長にお聞きしたいのですが、税務署から法人会に望むことをお願いします。
高杉署長　引き続き、地域のリーダー的存在として、税務行政に対する良き理解者であり、また、協力者として、なお一層お力添えを賜りますようお願い申し上げます。
　７月に着任してから、半年ほど経ちましたが、玉川法人会の色々な活動を見させていただきました。昨年度における玉川法人会の皆様の事業活動を振り返ってみますと、各種の税務研修会、税を考える週間に合わせた活動として、AI関係の講演会と献血活動、確定申告期における各種広報や来署者の案内、玉川税務懇話会と玉川税務署の共催による消費税軽減税率制度等説明会の開催、税務研修会の開催など、様々な事業活動を通じて税知識の普及と納税意識の高揚に努めていただいたほか、地域行事への参加など、地域・社会貢献活動にも積極的に取り組まれました。
　小学生に対する租税教育活動として実施していただいた、「税に関する絵はがきコンクール」では、多くの優秀な作品が寄せられ、11月の納税表彰式では、金賞４作品の表彰を行い、その後に金賞以外の優秀作品も含めたところでの表彰式を実施していただきました。
　どの作品も素晴らしく、このような優秀な作品が多数寄せられたことは、女性部会を中心とした玉川法人会の皆様のご努力によるものと考えております。
　また、和太鼓コンサートでは、「太鼓で日本を元気に！太鼓でむすぶ地域の絆」をテーマに四つのチームによる、若さと迫力と巧みさみなぎる力強い演奏に会場にいたすべての人が感動したのではないでしょうか。このようなコンサートを毎年円滑に実施することが出来るのは、玉川法人会の皆様の優れた企画力と組織力によるものと大変敬服いたしました。
　和太鼓コンサートや尾山台フェスティバルや、せたがや産業フェスタをはじめとする各部会・支部による地域に根ざした事業活動は、地域社会の健全な発展に大きく寄与されているものと感じております。このような活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことのできない、大きな役割を果たすものですので、引き続き、更に充実した幅広い活動を展開されますことを期待しております。
森副会長　ありがとうございました。それでは阿部会長の方から税務署に望むことということでお話をして頂きたいと。
阿部会長　倫理法上の関係もあって、税務署が特定団体を支援するということが難しくなってきたのが現状です。しかし、もう少し署の皆様の協力をいただける良い方法がないのか、という事をいつも考えています。この件については、如何でしょうか。現在法人会は会員減少に頭を悩ましています。我々の事業目的に、税務行政の円滑な運営をサポートするという事が記されています。それらをサポートするには人材が必要となります。しかし。会員が年々減少している中では、今まで以上の事が不可能になってしまいます。将来の税や社会保障の問題を考えた場合、どうしても会員増強が必要になってきます。
高杉署長　協力はしたいと我々は思っています。（笑）
　国家公務員倫理法がありますので、その中でしか対応できないことをご理解いただきたいと思います。一方、法人会に入れば、何らかの税務行政におけるメリットがあるというのが無いと、今の世の中会員になるってことはないのかなと思いますが。ただ、先日、SKT連絡会の会合に出席さ

せていただいて、活動が活発だと感じました。青年部会は50歳以下の役員や経営者の方が活動なさっていると聞いています。皆さんお互いに色々な事業やっていらっしゃると思いますが、凄く連帯感、体育会系のノリがあり(笑)、見ていて、すごい一体感を感じました。

阿部会長　この度、国税庁が自己申告チェックシートを作ってくれました。自らチェックシートを利用し、自社のコンプライアンスを高めてもらう事により、これらの企業に税務署が調査に行く必要がなくなれば、税務職員の激務も多少緩和できるのではと思います。

高杉署長　税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で、一定の条件を満たした大企業については、次回調査までの間隔を延長し、その分の調査事務量を、より調査必要度の高い大企業に振り向けるとの取り組みをしています。そういうことを拡大していくかとかですかね。

阿部会長　そうですね。新設法人説明会なんかはかなり、統括官に踏み込んで法人会の入会PRをしていただいておりますが。

■ 今年の抱負

森副会長　ありがとうございます。本日は大変興味深い話をありがとうございました。最後の質問になります。今年は元号が変わったりします、新元号、最初の亥年を迎えての抱負を一言お願いします。

高杉署長　今年に限ったことではありませんが、「自分の人生を大切にすること」が大事だと思っています。

仕事や生活をしていると、色んな意味で自分を犠牲にしなければならない場面もあります。玉川署の着任の挨拶において、何を話したらいいか考えましたが、最初に話をしたのはシンプルで、「職員個々の人生は、各々、職員個々にとって各々オリジナルな人生であり、他に替えのきかないものですので、是非とも、「自分の人生を大切にしてください！」と伝えました。玉川署職員すべての方が、それを達成出来ることが今年の抱負です。

そのためには、①心身ともに健康であること（健康管理は、仕事やプライベートを行う上で、もっとも大切である。)、②コミュニケーションを通じたチームワークが大切であること（声を掛け合って、コミュニケーションを深め、チームワークの良い職場を作る。チームワークを大切にし、お互いに不足部分を補いながら、ストレスをためないように仕事をする。)、③ルールを守ること（社会・地域・職場のルール、とりわけ公務員としてのルールを守る。ルールを守ることは、「組織、自分自身、家族を守ること」、「そして、自分の人生を大切にすること」につながる。)が大事ですと伝えています。

そして、職員の皆さんが何か一つでも昨年よりワンアップし、今年の７月にはお互いに笑顔で「よくやったね。」と言えるような１年にしたいと思っています。もちろん玉川法人会の皆様とも、更に緊密な協調関係を推進して、７月には、皆さんとともに笑顔で達成感を味わえるような、そんな１年にしたいと思いますので、引き続き宜しくお願いいたします。

森副会長　ありがとうございます。それでは最後に阿部会長にお聞きしたいと思います。

阿部会長　私は税を含めて、社会保障の問題を心配しています。特に若い人たちが定年退職する頃には、今より３割ぐらい減額されると言われています。現実にはもっと減ってしまうのではないかと心配しています。当然、消費税については、今の税率では足りないので、国民の皆さんに協力してもらい早く引き上げて、欧米並みまで持っていけたら、社会保障をきちっとできるような社会になるのではと思っています。それらは、最終的には政治家が決める話です。しかし、政治家は肝心な行財政改革ですら後ろ向き、我々民間側からも声を大にして流れを作っていくということが必要なのではないか思います。今年はいのしし年です。しっかりと地盤を固めて将来に備え、良い国になるような年になれればと考えています。

森副会長　ありがとうございました。今日は時間も多く使わせていただき、熱心なお話を伺うことできました。本年も一年間宜しくお願いいたします。

平成30年度 税を考える週間

納税表彰式
坂東義治副会長の東京国税局長表彰受彰を祝う会
第7回 税に関する 絵はがきコンクール

平成30年度 納税表彰式

日　時　　11月14日（水）　15時45分～
場　所　　原宿「東郷記念館」
　　３階　オランジェール

東郷記念館において、玉川税務署主催の平成30年度納税表彰式が挙行されました。玉川法人会では、署長表彰状が三條正人常任理事に、署長感謝状が村田宣政副会長、松村徳弥事務局長に高杉税務署長より授与されました。受彰されました三條常任理事・村田副会長・松村事務局長には心よりお祝い申し上げます。

またあわせて、東京国税局長表彰受彰者として坂東義治副会長が、ご紹介披露されました。

式次第
- 開式のことば
- 国歌斉唱
- 玉川税務署長感謝状贈呈
- 玉川税務署長表彰状贈呈
- 東京国税局長表彰受彰者披露
- 式辞
- 来賓祝辞
  - 東京都世田谷都税事務所長
  - 世田谷区長
  - 玉川税務懇話会会長
- 受彰者代表挨拶
- 閉式のことば
- 中学生の「税についての作文」表彰及び作文朗読
- 税に関する絵はがきコンクール表彰及び作品披露

受彰おめでとうございます（花束を手に左から三條・村田・松村さん）

署長感謝状を授与される松村事務局長

署長感謝状を授与される村田副会長

署長表彰状を授与される三條常任理事

坂東義治副会長の東京国税局長表彰受彰を祝う会

日　時　　11月28日（水）　18時00分～
場　所　　二子玉川エクセルホテル東急「たまがわ」
参加数　　55名

12月も間近というのに、生暖かい日が続いた11月28日、二子玉川エクセルホテル東急で坂東副会長の東京国税局長表彰受彰を祝う会が行われました。阿部会長を発起人代表とし副会長全員が発起人となり、全法連、東法連、玉川税務懇話会などの来賓をお迎えし、盛大に挙行されました。冒頭、出澤第2支部長が坂東副会長をエスコートし入場するという演出もあり、会場は一気に和やかな雰囲気になりました。松浦副会長の軽妙でユーモア溢れる司会進行により始まり、阿部会長の挨拶、来賓の全法連松﨑専務理事様、東京税理士会玉川支部長守屋様のスピーチ、花束贈呈、坂東副会長の謝辞に続き、乾杯そして歓談へと移りました。ビールを片手に各テーブルへ感謝の挨拶に回る坂東副会長には、祝福の声がかけられていました。会の途中では苦楽を共にした法人会メンバーから厳しくも温かい言葉がおくられ、終始笑い声の絶えない楽しい祝賀会となりました。中締めは村田副会長。「今日は雨という天気予報でしたが、見事に晴れました。これも坂東副会長の運の良さです」とスピーチ。最後は手締めにより、めでたくお開きとなりました。発起人として会の運営にたずさわられた阿部会長はじめ副会長の皆さま、ありがとうございました。

第7回　税に関する絵はがきコンクール表彰式

日　時　　11月28日（水）　16時10分～
場　所　　玉川税務署　３階会議室
参加数　　会員14名　一般38名

玉川税務署会議室において「第７回税に関する絵はがきコンクール入賞者表彰式」がおこなわれました。今年度の応募数は419作品がありました。

今年から世田谷区長賞が加わることとなり、女性部会長賞がなくなりました。表彰式には玉川法人会阿部会長、高杉玉川税務署長並びに野田副署長・幹部職員、土屋都税事務所長・世田谷区長代行課長がご臨席になり、学校関係者や多数の保護者が見守るなか黒川副部会長の司会で行われました。

どの作品も税をよく理解されて描かれているという良い総評をいただきましたし、パッと目を引く色使いには感心いたしました。また来年の作品も楽しみです。

なお、入選20名の方々には10月29日に賞状と副賞をお届けしました。

（女性部会　部会長　松野 京子）

金賞・銀賞・銅賞受賞の皆さん

優秀賞受賞の皆さん

金賞	玉川税務署長賞	中町小学校	6年1組	川﨑　里菜さん
	世田谷都税事務所長賞	尾山台小学校	4年2組	中澤　一真さん
	玉川法人会会長賞	中町小学校	5年1組	稲富　雅裕さん
	世田谷区長賞	中町小学校	6年1組	須佐　心美さん
銀賞		中町小学校	4年2組	石澤　　勇さん
		中町小学校	6年1組	前川　陽菜さん
		桜町小学校	5年3組	吉木向日葵さん
		深沢小学校	5年2組	鐘ヶ江慶次さん
銅賞		等々力小学校	6年1組	原田　晴香さん
		尾山台小学校	4年1組	小林　実愛さん
		中町小学校	5年1組	北郷　佑至さん
		深沢小学校	6年1組	山本流美由さん
優秀賞		八幡小学校	5年1組	平田　桜子さん
		等々力小学校	6年2組	加藤　桜子さん
		等々力小学校	6年2組	塩谷　理子さん
		等々力小学校	6年2組	米本　安里さん
		等々力小学校	6年3組	福島　由梨さん
		中町小学校	4年2組	面来花寿沙さん
		中町小学校	4年3組	須佐　航大さん
		中町小学校	5年1組	植松慎之介さん
		玉堤小学校	6年1組	久田　賢秀さん
		玉堤小学校	6年2組	東　　来瞳さん

挨拶する阿部会長

高杉署長のご挨拶

世田谷区長(代理)のご挨拶

土屋都税事務所長のご挨拶

松野女性部会長の挨拶

税を考える週間記念講演会
「人工知能AIまるわかり！最新ビジネス事情」

日　時　11月13日㈫　18:00～20:00
場　所　玉川高島屋S.C　西館1階アレーナホール
参　加　134名
講　師　第１部：野村総合研究所
上級研究員　長谷佳明氏
第２部：医学博士、医道メディカル社長、
医療法人癒合会高輪クリニック
グループ総院長　陰山康成氏

熱心な聴衆でうまった会場

さる11月に行われました税を考える週間の講演会は、130名を超える参加者を迎え、盛大に行われました。タイムリーかつ最新の情報が盛りだくさんの内容でした。今回は紙面の都合上、次号に詳細を掲載します。お楽しみに。

受付にて

会場入り口の研修委員会メンバー

献血事業の推進

平成最後の献血事業。11月12日㈪　快晴のこの日、社会貢献委員会最大の事業といえる献血事業が開催されました。

この献血事業は、社会貢献委員会では、命を守る最大の事業と位置づけています。なぜなら、10～30代の献血者推移がこの10年で31％も減少しており、また輸血が必要な方は、１日平均3,000人もいらっしゃるという事実を学んだからです。

今回は、日本赤十字の方も玉川法人会での献血は多くの方が参加くださるという事もあり、日本に１台しかない大型の献血カーをご用意くださいました。

わずか40分で助かる命がある、この言葉を大変重く受け止め、なんとか一人でも多くの協力を得られるように、社会貢献委員一丸となって取り組み、青年部会、女性部会の皆様の力強いご協力も得、また、税を考える週間の事業でもありますことから、玉川税務署長始め幹部の皆様、署員の皆様もご多忙の中ご協力いただきました。その結果100人近い方が参加くださり、大きな結果を残す事ができました。ご多忙の中、快くご協力くださった皆様には心から深くお礼申し上げます。

（社会貢献委員会　委員長　廣部 雅子）

平成31年１月15日　発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 たまでんBOARD Vol.193 通巻293号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

1月の行事予定

9(水)	第6支部新年役員会	12:00	ビストロます家
15(火)	新ｼｽﾃﾑﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	18:00	法人会事務局
17(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
21(月)	★新春記念講演会	17:30	iTSCOMホール
	新年賀詞交歓会	19:00	二子玉川ｴｸｾﾙﾎﾃﾙ東急
22(火)	源泉部会役員会	14:30	玉川税務署
	★源泉部会研修会	15:00	玉川税務署
24(木)	正副会長会議	13:00	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
	役員推薦委員会	14:00	同所
	理事会	15:00	同所
28(月)	社会貢献委員会	18:00	法人会事務局
30(水)	公益事業推進委員会	15:00	法人会事務局

2月の行事予定

5(火)	第9支部ボウリング大会新年会	17:00	ムサシボウル
6(水)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	第6支部　新年会	18:30	ヴェルテスパ
13(水)	税制委員会	18:30	法人会事務局
19(火)	組織委員会	18:00	法人会事務局
20(水)	女性部会SKT連絡協議会	12:00	駒場東大ﾚｽﾄﾗﾝ ﾙｳﾞｴ ｿﾝ ｳﾞｴｰﾙ橄欖
21(木)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署

3月の行事予定

8(金)	第6・8支部合同研修会	18:00	丸三証券ｾﾐﾅｰﾙｰﾑ
20(水)	★決算法人説明会	13:30	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
24(日)	生活習慣病健診		玉川区民会館 二子玉川庁舎内
26(火)	正副会長会議	13:00	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
	役員推薦委員会	14:00	同所
	理事会	15:00	同所
27(水)	研修委員会ビジネス研修会	14時頃予定	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
31(日)	生活習慣病健診		玉川区民会館 二子玉川庁舎内

1月・2月・3月の行事予定は12月20日現在のものです
★印は一般の方も参加できる行事です
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会　会長 阿部友太郎
編　集／公益社団法人玉川法人会　広報委員会
事務局／東京都世田谷区玉川２丁目１番15号
TEL 03-3707-8668　FAX 03-3707-4992
http://www.tamagawa.or.jp/
玉川法人会 検索 ☜

納税も、e-Taxで!!　ダイレクト納付が便利です。

31年２月分の源泉所得税の納付期限	31年 3月 11日（月）
30年12月決算法人の確定申告期限・納付期限	31年 2月 28日（木）
31年６月決算法人の中間申告（予定申告）期限・納付期限	31年 2月 28日（木）
消費税の中間申告期限・納付期限	31年 2月 28日（木）
31年３月決算法人の第3四半期分、31年６月決算法人の半期分・第2四半期分、31年９月決算法人の第1四半期分	
31年３月分の源泉所得税の納付期限	31年 4月 10日（水）
31年１月決算法人の確定申告期限・納付期限	31年 4月 1日（月）
31年７月決算法人の中間申告（予定申告）期限・納付期限	31年 4月 1日（月）
消費税の中間申告期限・納付期限	31年 4月 1日（月）
31年４月決算法人の第3四半期分、31年７月決算法人の半期分・第2四半期分、31年10月決算法人の第1四半期分	

消費税の、期限内納付をお願いいたします。

理事会・委員会・支部・部会 活動報告

平成30年度　第４回 理事会

日　時　11月21日㈬　15:00～17:00
場　所　玉川税務署　３階会議室
参加者　50名

次　第
１．会長（代表理事）より業務遂行状況の報告
２．税務署長挨拶
３．審議事項
　（１）広報誌等発送折込業務の外注について
　（２）会員管理システム入替（新システム）の調査費承認について
　（３）会費振込のコンビニ決済導入について
　（４）委員会委員変更について
４．報告事項
　（１）業務執行理事から業務遂行状況の報告（書面による報告）
　（２）委員会、支部、部会からの報告および提案（資料添付のある報告）
　１　総務…会員増強強化月間について
　２　財務…平成30年度予算執行計画進捗状況と報告書等提出状況について
　　平成30年度上期決算報告/予算案策定の方針について
　３　公益事業推進…
　　平成30年度事業の振返り⇒業務執行役員へのアンケート集計
　　平成31年度事業計画/予算案提出のお願い（12/10締切）
　４　社会貢献…献血活動報告について

阿部会長ご挨拶

第4回理事会の様子

税制委員会

「平成31年度税制改正に関する提言」を衆議院議員と世田谷区長に手渡し

日　時　11月13日㈫　11:00～
場　所　衆議院第二議員会館
参加数　２名

地元選出の若宮衆議院議員に「平成31年度税制改正に関する提言」のため、衆議院第二議員会館へ大島税制委員長と事務局長の2名で訪問しました。

若宮代議士と大島税制委員長

若宮議員には「提言」の内容を説明し、特にプライマリーバランスを2025年までに黒字化の厳守、消費税の軽減税率導入の中止、事業承継税制の恒久化などを要望しました。議員は、提言書を見て頷きながら説明を聞かれ、昨年要望した金融政策に触れ、信用保証制度の運用も良くなってきたのではないか、地元選出の衆議院議員として「中小企業の発展のために力を尽くす」との力強いメッセージをいただきました。

若宮議員は、今般の内閣改造により衆議院外務委員会の委員長に就任され、ご多忙にも拘らず面談いただきました。当初15分の約束でしたが外交問題から防衛問題など興味深いお話で盛り上がり、40分以上にもなり、お部屋を辞したときには次の方がお待ちでした。

＊＊

日　時　11月15日㈭　15:00～
場　所　世田谷区役所
参加数　６名（玉川法人会3名）

保坂世田谷区長へは、大島委員長、大嶽副委員長、鈴木委員の３名と、昨年同様（８回目ですが）北沢法人会さん（３名）と一緒に訪問しました。

保坂区長には「提言」をお渡しし、行政改革の徹底、地方税・特に固定資産税の見直し、償却資産税の廃止などを要望しました。また東京23区は税制について権限がない（東京都が行う）ことなので、税制に関する会議等で「提言」についてのご議論をお願いしたところ「確かにそのような会議があるのでご要望はわかりました」とのご発言をいただきました。

さらに、区長から消費税増税についてのご質問があり、景気への影響を心配されているご様子でした。

その後の懇談では「ふるさと納税」「保育所問題」など地元の話題でお話がはずみ、始終和気藹々とした面談となりました。

（税制委員会　委員長　大島 光隆）

玉川と北沢で区長訪問

懇談の様子

＊＊

第2回　税制研究会

テーマ　『これで“あなた”も日本酒通！
～日本酒の味と楽しみ方～』
日　時　11月７日㈬　18:30～20:40
場　所　玉川町会会館
参加数　61名

税制委員会主催の今年度2回目になる税制研究会を開催いたしました。税制研究会は会員の皆様に税全般についての関心を高めていただき、税知識を深める機会として実施しているものです。今回は日本の伝統文化・生活文化の中で育まれ、日本特有の製法で醸造されている日本酒を取り上げました。

大島光隆委員長の開会あいさつの後、第一部では、品川税務署酒類指導官の渡慶次三俊（とけしみつとし）様から「税に関するお酒の知識」のテーマで、酒税法の観点から酒類とは何か、酒税の基準や国税に占める酒税の割合、品種によって違う税率等について分かりやすく解説していただきました。知っているようで知らなかったお酒全般にわたる基本的な知識を学ぶことができ、大変有益なお話でした。

第二部では、東京国税局鑑定官室室長の山岡洋（やまおかひろし）様より「日本酒の商品知識＆日本酒と料理のペアリング」のテーマでお話をしていただきました。日本酒の歴史、原料となる水やコメ、成分、製法（精米・製麹・発酵等）、蔵元等について詳しい説明があり、日本酒への関心がさらに高まるとともに、新たな気づきを得るこ

とができました。料理とのペアリングについては、なぜ和食と合うのかの分析に加え、実際に3種類の日本酒のきき酒を行いました。希少な日本酒を飲み比べ、外観（視覚）・香り（嗅覚）・味わい（味覚）・全体的な印象について各自で実感したことをまとめることで日本酒への興味が一層湧いてきました。

第三部は、質疑応答形式で参加者と両講師とでディスカッションを行いました。日本酒への関心が高まったことから多くの方から手が上がり、予定時間を超えて活発な討議の場となりました。参加された方々には日本酒についての造詣がより深まったことと思います。

参加できなかった方は、国税庁と東京国税局のホームページにある「お酒に関する情報」にアクセスしてみてください。製造量や販売量等の各種データや税率についての説明が掲載されています。

終了後の参加者アンケートでは、「日本酒の違いが分かった」「楽しかった」という回答が多く寄せられ、日本酒の味と楽しみ方について多くのことを得ることのできた研究会になりました。

今回の研究会では、玉川税務署の全面的なご支援をいただきました。また、準備に多くの方々のご協力もいただきました。改めてお礼申上げます。

（税制委員会　副委員長　田川 幸平）

聴講者に利き酒を配付中です

講演会の様子　写真上から講師の渡慶次三俊様、山岡洋様と大島税制委員長

第1･2支部

第1･2支部共催　第２回歴史セミナー「もっと知りたい地域の歴史」

日　時　11月20日㈫　18:30～20:00
場　所　奥沢区民会館２階会議室
講　師　奥沢地誌保存会　染野和夫 氏
参加数　40名

今回で第２回目となる第１・２支部共催の歴史セミナー「もっと知りたい地域の歴史」が開催されました。地域の歴史に興味のある方が本当に多く、前回同様、大盛会となりました。

講演中の会場

講師の染野和夫氏

挨拶をする井上支部長

私自身は1985年からこの地に住み始めましたが、2009年頃から地域の歴史について興味を持つようになり、インターネットで調べたり、実際に歩き回って写真を写したり、住民の方に昔の話をあれこれ聞いたりしていました。丁度その頃参加していた広報委員会で“各自が好きな題材で「tamagawa公論」に記事を書こう”ということになり、奥沢・東玉川の歴史についての記事を書いてから早いものでもうすぐ９年が経とうとしています。そういった経緯もあってか、自分では地域の歴史に関しては、多少なりとも人より知識が

豊富であると自負していたのですが、講師を務めた染野さんは、私よりもはるかに広範囲な知識の持ち主で、聞いているだけでとても勉強になりました。

今や知りたい情報はいつでもインターネットで調べられる時代です。そのせいか地域の歴史もすっかり語り継がれることが少なくなったようです。だからこそ、堅苦しい歴史の文献としてではなく、楽しく分かり易い染野さんの様な語り手が必要なのではないかと思います。

（第１支部　副支部長　船本 貴一）

第1･2･3支部

平成30年度　第1･2･3支部合同ゴルフコンペ

日　時　11月９日㈮　8:30～
場　所　森永高滝カントリー倶楽部
参加数　21名（６組）

昨年同様、森永高滝カントリー倶楽部を会場として、標記コンペを開催いたしました。

今年は第３支部も加わって、６組に増員されました。また、貸切バスをやめ、原則現地集合としました。お天気が心配でしたが、ゴルフ場で朝食をとる方が多く、集合時間前には全員到着を確認いたしました。井上俊治第１支部長のご挨拶、ルール説明等の後、気持ちよくプレーさせていただきました。

表彰式は、これも昨年同様、奥沢駅北口アンリーブルさんにて。森功一郎第3支部長のご挨拶で始まり、表彰式から参加の方もあり賑やかに、美味しいイタリアンをいただきながら健闘を讃えあいました。優勝は、第２支部・荻野冨士雄氏。第２位に、ゲスト参加の第８支部長 上平 亮氏。第３位に、第１支部・松野　新氏。女性優勝は、総合第５位、第１支部・早川晴恵さん。

第１・２・３支部各支部長からの豪華賞品、第１支部、松野順子さん、井部弥八郎さん、第６支部長鈴木準之助さんからも賞品提供を頂き、参加者全員に賞品がいきわたりました。

出澤素賀子第２支部長のご挨拶にて中締めとなりました。ご協力たいへんありがとうございました。

（第１支部　坂下 康之）

第２支部

第２回異業種交流会

日　時　12月７日㈮　18:45～21:00
場　所　JIYUGAOKA PLUS南口店
参加数　13名

12月7日に新たに会員になられた河又さんのお店「JIYUGAOKA　PLUS南口店」にて第２回異業種交流会を行いました。新入会員2名の方々を

広いスペースは貸切で！

含め、総勢13名にご参加いただきました。
今回は、今困っていること、伝えたいこと等テーマをいくつか作り、みなさんに発表してもらいました。その内容には、先月行われた「税を考える週間の講演会」で得た話や、対応に困ったクレームなどがありました。その一つ一つのお話を、みなさんが熱心に聞いてくださり、いろいろと意見・助言をいただくことが出来ました。
第2支部では、この、異業種交流会をさらに各会員に参加してもらうよう、今後も継続していこうと考えています。

（第２支部 副支部長　豊島 潔）

＊＊＊

ボジョレーヌーボーを楽しむ会

日　時　11月22日㈭　18:30～22:00
場　所　有限会社根岸商店　地下室
参加数　17名

第２支部恒例の『ボジョレーヌーボーを楽しむ会』を、会員であるワインセラーのある根岸商店さんの地下室で、解禁日の１週間後に開催いたしました。
店主の根岸さんから、今年のボジョレーの特徴のお話を聞きながら、５種類のヌーボー（白、ロゼ、赤3種類〈日本産1種〉）を飲み比べました。今年は、夏の天候に恵まれ、どれも大変良い出来に仕上がっています。３年後に市場に出回るのが、今から楽しみです。
おいしいワインと中田精肉店さんのオードブル、辻堂さんと依田さんの手作りのお料理をいただきながら、和やかなひと時を過ごしました。
来年度は、世界をめぐるワイン教室を開催する予定です。皆様ぜひご参加いただき、世界のワインをご堪能ください。

（第２支部　支部長　出澤 素賀子）

＊＊＊

フラワーアレンジメント教室

日　時　11月27日㈫　18:00～20:00
場　所　あおぞら銀行
　　ファイナンシャルオアシス自由ヶ丘
参加数　14名

第２支部女性部会では、毎年恒例の『フラワーアレンジメント教室』を開催いたしました。
アトリエ華兵衛の辻堂さんを講師に、アーティフィシャルフラワー（造花）でありながらも、生花のような質感の素敵な作品が完成しました。お正月・クリスマスのピックを追加すると、クリスマスにもお正月にもお飾りすることができ、楽しんでいただける期間の長い作品です。
今回は、新規会員見込みの方にもご参加いただき、楽しく造ることができました。
来年も多数の会員の皆様に参加いただけるよう、楽しい研修会を計画致しますので宜しくお願いします。

（第２支部　女性部会班長　白川 みち子）

第３支部

おかげさまで31回「尾山台フェスティバル」

日　時　10月20日㈯、21日㈰　12:00～18:00
場　所　ハッピーロード尾山台
参加数　20名（フェスティバルは約20,000人）

金木犀の甘い香りが漂う10月には、恒例の尾山台フェスティバルが開催されます。今年は31回目で、カラリと晴れた、20、21日に開催されました。法人会のブースでは、毎年大人気のフランクフルト、ビール、日本酒の販売、そして尾山台地区会館の地下では、お役立ちの税務相談と社労士の相談窓口を設けました。

ブースでフランクフルトを茹でながら行きかう人を眺めていると・・・今年の特徴は小さなお子様連れのファミリーが多いこと、ワインを飲みながら歩いている人がほとんどいないこと（私はワインラバーなのでついチェックが）、そしてハッピーロードの質の高い名店のバザーの中に、老人クラブのバザーなど渋さがキラリ、時代でしょうか。

20日の午後からは、玉川税務署の高杉尚志署長をはじめ幹部の方々にお立ち寄り頂き、また法人会関係の方々も数多くご来店頂き、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

今年はお天気が良かったので、イータ君も登場し、愛嬌？を振りまいて、小さなお子様に囲まれていました。行きかう若い人たちが、「あれは、電子納税のマスコットキャラ・・・」と会話をしているのを聞き、普及もずいぶん進んだという印象を受けました。

３歳ぐらいの小さな男の子が、法人会の風船を指さし、「む、ら、さ、き」とトレンドカラーを選び、他のお嬢ちゃんが、「違う、あのブルー」と色まで指定する意識の高さが、このあたりのお子様らしいと妙に感心しました。

20日は夕方一時的にシャワーがあり閉店が早まりましたが、21日はピカピカの晴天でブースの売り上げも上々、ステージでは昨年も子供に大人気だった芸人コンビが、笑って答える「漫才&ZEIKINクイズ！」で税の知識をクイズ形式で楽しく披露。今年は何と特設ステージに80人超の人たちが集まり税の知識を広めることができました。芸人さん、お安いギャラで昨年頑張ってくれたので、チャンスが転がり込みました（笑）。本当に皆様のおかげで、20日、21日のイベントは無事に終わることができました。

毎年開催されているフェスティバルであっても、時代はいつも変わり、世相が反映されています。来年は、「イータ君」と尾山台のマスコットキャラ「オッポン」の対決となるか、乞うご期待ください。

（第３支部　広報委員　羽田 葉子）

第３支部のブースの強力な女神たち

税務署の高杉署長と幹部の皆様、爽やかな笑顔

イータ君も加わり、税務署の皆様と森支部長

第6･8･10支部

第６・８・１０支部合同
健康増進研修会「１０歳若返る呼吸運動」

日　時　10月24日㈬　14:00～16:00
場　所　玉川町会会館
講　師　中尾和子先生（トータルフィットネス・コーディネーター）
参加数　23名

毎年恒例となったトータルフィットネス・コーディネーター「中尾和子先生」に玉川法人会の為に講演を行っていただきました。今回は、「10歳若返る呼吸運動」と題し、美しく生きる基盤である「姿勢と呼吸」を大小のボールを使い、関節に直接働きかけ、あらゆる動作を改善し、より質の高いものに鍛えるエクササイズをご指導いただき

ました。

今回の「JSA（ジョイント・スケーティング・アプローチ）ボールエクササイズ」では、ソフトギムニクというボールを２個使用して、ボールの特徴である弾力を活かし、自分に合った強度で、リラクゼーションから強化までトータルに身体を整えていきます。最初は、ボールの上に「力を抜いて」身体をゆだね、深くゆったり「呼吸」をしながら、軽くゆすったり、ふったりし、「押圧」を感じ身体をリセットします。

その次に、「縮む筋肉」「伸ばされる筋肉」を意識しながら、関節を動かして、正しい関節の動きを身体に再教育します。

最後に、さまざまな動きのバリュエーションとともに、負荷をかけて、動きに強い身体をつくります。

難しい理論やエクササイズであっても、中尾先生の心地よい京都弁とユーモアセンスにすっかり、心も身体も和み、あっという間の２時間でした。

あら、不思議！エクササイズの直後から、肩や腰の痛みも軽減し、身体が軽くなっている！驚きの「中尾マジック！」

そして、今日教わった１番のポイント「身体の力を抜くこと」ができるようになれば、仕事やスポーツでも最高のパフォーマンスが可能になることでしょう！

中尾先生、素晴らしい講演をありがとうございました。　（第６支部　広報委員　守永 文子）

「しもた～写真撮るの忘れた～」残ってはった数人で記念撮影どす

第７支部

女性部会研修会

日　時　12月４日㈫　10:00～
場　所　世田谷美術館
参加数　８名

初冬とはいえ暖かい日差しをうける中で、第7支部女性部会の研修会を行いました。会場は世田谷美術館です。私たち一行は、黄金色の銀杏並木を通り美術館に向かいました。今回は、イタリアの画家、ブルーノ・ムナーリの作品です。内容は「役に立たない機械をつくった男」の鑑賞でしたが、難しくて良くわかりませんでした。その後、丁度お昼の時間になりましたので、レストラン「ル・ジャルダン

でコースのランチをいただきました。食事はアートのようなメニューにくわえ、ガラス越しに見える紅葉がさらに食事を引き立ててくれることとなり、大満足の研修会でした。

皆様もぜひ足を運んで見てください。心を満たしてくれる何かがキットあると思いますので……。

（第７支部　広報委員　星谷 照子）

第7・9・12支部

第7・9・12支部合同　異業種交流会

日　時　11月29日㈭　18:00～21:00
場　所　用賀「米蔵」
参加数　37名

異業種交流会は、過去に第９支部のみならず各支部でも行われていましたが、単なる飲み会に終わっているのではとの事から、今回は希望する参加者の企業PRを行うことを試みました。プレゼンターは全員分のチラシを用意し、受付で目印に胸花をつけプレゼンの順番を待ちます。

まずは今回の企画の発案者である第９支部斎藤梨生希さんの司会で大嶽第９支部長の挨拶、橋本第12支部長の乾杯の音頭と宴会のスタート。1時間ほど飲んだり食べたりした所でいよいよプレゼンタイムが始まりました。トップバッターは三條第7支部長自ら本業の「三條機材」の他に学習塾「ITTO個別指導学院」のチラシをPR。ぜひお孫さんによろしくとのことでした。「アルファギーク」はグーグルストリートビューの室内版。学校や老人ホームの中を360度可視化します。「エムツーオフィス」は家具のリースで賃貸物件を応援します。「シングルキッズ」はシングルマザーの家族が集まったシェアハウス。食堂を地域に開放してみんなハッピーを目指します。「シュクランキッチン」はモロッコ料理店ですが、料理教室や出張料理も行います。「ファーストシステム」は事務所のOA機器管理。悩みを聞いてシステムで解決。「アクエリア」はデザイン会社。映像事業で終活応援を目指しています。中には長年、法人会の会員でありながら活動には参加していなかったが今回は企業のPRができると参加した人もいました。また新人からベテランまで今更ながら各会員の仕事の内容を知ったことは新鮮な驚きでした。

最後は三條第７支部長の挨拶と手締めで盛会のうちに無事終了しました。３つの支部合同でしたが森第３支部長、丸山第11支部長も参加されました。

単なる飲み会を脱し大いに活性化し盛り上がった会となりました。他支部でもぜひ企画されてはいかがでしょうか。

（広報委員会副委員長　第９支部　松山 仁）

第9・11・12支部

第9・11・12支部合同交流会

日　時　12月７日㈮　18:30～21:00
場　所　桜新町「神田屋寿司」
参加数　34名

昨年に引き続き、今年も第9・11・12支部による合同交流会を年末の忘年会も兼ねて、桜新町にある「神田屋寿司３階ホール」にて開催しました。

第11支部丸山支部長の挨拶、続いて第９支部大嶽支部長の乾杯の音頭で始まりました。ホールは満席状態で自由な身動きが取りにくいほどです。暫くは各支部に分かれての会食となりました。中盤ごろに皆様、席を離れ自己紹介や近況報告、名刺交換などを積極的に行っておりました。

この３支部は用賀、桜新町、深沢の隣接した支部ですが、中々交流することがありませんので、このような交流イベントを通じ、情報交換や交流を深めていくことで地域の活性化にもつながっていくことと思います。最後に第12支部橋本支部長よりご挨拶をいただき、散会となりました。

おいしいお寿司はもちろん数々のお料理を堪能して良い年を締めくくることができました。第９支部ではこのような交流会を開催することにより、退会防止や新規会員増強につながると考えており、来年にも他の支部との交流会を計画しております。

（第９支部　広報委員　清水 正広）

それぞれ支部ごとのテーブルに分かれて

第10支部

チャオチャオ児童館まつり

日　時　10月28日㈰　11:00～14:30
場　所　玉川台区民センター、地下及び１階
参加数　７名（来場者数：約1,600人）

児童館に来館する子どもたちが楽しみにしている「チャオチャオ児童館まつり」は、毎年テーマを子どもたちに決めてもらっていますが、今回は「科学」と云うテーマでした。児童館の館長や職員の皆さんが白衣で科学者に扮し、又、実行委員長や役員の方が、「お茶の水博士」、「鉄腕アトム」や妹の「ウランちゃん」に扮し、子ども達を喜ばせておりました。会場の地下では、ステージにて子ども達による歌やダンス、マジック等が演じられ、更に子ども達による「模擬店」も多数出店し、それぞれ、無料でゲームを体験したり、又、「お店」を出している子どもやゲームに興じる子どもも、皆、それぞれ楽しんでいました。

第10支部では、恒例の「イータ君風船」を今回は、「ミラクルバルーン」と名付け、電動

バルーンポンプで膨らませて子ども達に約350ケを配布し、父母の方へは、来る「確定申告」の時期に合わせ、署の大高上席より頂きました「e－Tax」パンフレット、「サマーステージ30」で使用した物をコピーした「税金クイズ」の資料、更に支部会員の金融機関より提供されたティッシュペーパーをビニール袋に詰めて、500セットを配布いたしました。例年通り「イータ君風船」は子ども達に大人気で、持参した350個の風船は終了を待たずに無くなってしまいました。その後も2～30人の子どもたちが「風船」貰えますかと法人会ブースを訪れましたが、謝って断った程の人気ぶりでした。

来年も「児童館まつり」に参加し、子ども達には地域の秋の行事を楽しんでもらい、又、保護者の皆様へは少しでも「税」に就いて、考えて頂ける機会を作れる様、助力したいと思います。

（第10支部　支部長　佐藤 壽夫）

子ども心に還って　役員の皆さん

＊＊

年末懇親会及び名刺交換会

日　時　12月14日㈮　18:30～20:45
場　所　食彩所「虎馬」用賀店
参加数　13名

今年も残り少ない日々、第10支部として平成最後の懇親会を開催いたしました。当日は「虎馬」用賀店で新入会員３名、初参加者４名、支部役員６名、計13名が集い、名刺交換や自社紹介、近況の話題や来期の役員の打診などがあり、楽し

い時間はあっという間に過ぎてしまいました。参加してくださった支部員の方々ご苦労様でした。

（第10支部　広報委員　藤井 悦男）

＊＊

第２回　女性会員懇談会

日　時　11月７日㈬　11:30～13:00
場　所　神田きくかわ上野毛店
参加数　10名

支部女性会員の結束を図るべく、第２回目懇談会を開催致しました。

前回に比べて多数の方に参加して頂けました。久しぶりに会われる方が多く、皆様の近況報告や用賀周辺の話題で話は尽きませんでした。

今回は先輩のお力をお借りして、参加者を募った為、多数の方が参加されました。

やはり法人会は地域の結束力が強いと改めて感じました。

第３回目、支部女性懇談会を年が明けましたら開催する予定ですので、今回都合がつかず不参加になられた方は、その節には皆さん、奮ってご参加頂けます様、期待しております。

今後も、用賀周辺のお店を開拓しながら支部女性の親交をより深めていければと思います。

（第10支部　女性部会班長　石田 庸子）

「支部パワーの源」女性部会の皆さん

第11支部

スマホ研修会

日　時　11月９日㈮　18:00～
場　所　㈱ニッポンダイナミックシステムズ４階
参加数　12名

11月9日㈱ニッポンダイナミックシテムズで開催したスマホ研修会、テーマは「年賀状」です。参加人数は講師の先生も含めて12名でした。年賀状をもらって嬉しいと感じる方は統計上９割を超えているそうで、これからもお年玉付き葉書の年賀状は続くことと思います。

スマホのアプリによる年賀状作成を体験いたしました。自動で作成されますので早いこと早いこと。その場で年賀状の交換をいたしました。スマホ研修会で大変勉強になりました。１月のテーマは「動画」、２月は「ゲーム」。第２金曜日18時からですので、皆さまのご参加をお待ちしております。

（第11支部　支部長　丸山 正高）

青年部会

全国青年のつどい

日　時　11月８日㈭～９日㈮
場　所　岐阜県岐阜市（岐阜都ホテル）
参加数　10名

11月８日、９日と岐阜県岐阜市にて全国法人会青年部の全国青年のつどいが開催されました。全国約2400名の方が参加され、連日大変な盛り上がりとなりました。夕方から開催される大懇親会では、美川憲一さんをゲストに迎え、岐阜と所縁のある曲を始め、合計15曲ほどを披露し、会場を盛り上げてくださいました。式典が始まった時刻と同時に受付にて金券として使えるチケットを配布し、ご当地物産展にて飲食や物販に使用出来、なかなか趣向を凝らした式典となっておりました。

翌日は有志を募り、他の法人会の方と共に合計16名の小団体で、少し足を延ばし下呂温泉名旅館の水明館にて、名物飛騨牛のひつまぶしと日本三大温泉の一つ、下呂温泉のお湯を堪能してきました。来年も楽しくより多くの会員さんと参加出来るといいなぁと思います。

（広報委員　青年部会　廣瀬 幸子）

水明館にてＴポーズの記念撮影

ＳＫＴメンバーと式典会場で

＊＊

2018　いちにち商店街・租税教育活動

日　時　11月25日㈰　11:00～15:00
場　所　兵庫島公園
参加数　14名（来場者約30,000名）

「仕事を体験する」ことをテーマとしたこのイベントも今年で５回目。とてもよい天候に恵まれた当日、玉川地区の商店街がブースを出店し、沢山の子ども達が様々なお手伝いにチャレンジしました。

玉川法人会青年部会のブースには約300人の子ども達に各々の名刺をつくり、「会場内にいる３人以上と名刺交換をする」というお手伝いをしてもらいました。

事前準備から当日の運営まで、多くのメンバーが加わってくれました。課題も見えてきたので、また来年も工夫をしつつ、みんなで楽しく参加していきたいと思います。

（青年部会　部会長　兼益 宏行）

楽しい一日でした！

子ども達と名刺交換

＊＊

青年部会大忘年会

日　時　12月３日㈪　18:30～
場　所　ナチュラム二子玉川
参加数　37名

毎年、趣向を凝らした忘年会を開催してきている青年部会大忘年会ですが、今年は少し大きめの会場を貸切にさせていただき、心置きなく楽しめる仲間内の会として開催いたしました。今まで開催した中で、最多参加人数の37名でのパーティ

となり、大変賑やかに華やかな開催にて大変盛り上がりました。

今年は2018年青年部会MVP賞を選出させていただき、頑張ってくださった方を表彰させていただきました。今年度は『平澤一馬さん』に決定させていただきました(^^)

明石副部会長をはじめ、チーム一丸となって全力で皆さんに楽しんでいただく内容について思案の日々でした。

皆さんから「楽しかった！」のお言葉をたくさんいただき、大成功だとチーム一同、自画自賛しております。

来年度もまだまだステキなイベントが目白押しですので、引き続き玉川法人会青年部会をよろしくお願いいたします。

（広報委員　青年部会　廣瀬 幸子）

源泉部会

第４回研修会「年末調整等説明会」

日　時　10月30日㈫　13:00～16:00
場　所　玉川区民会館　二子玉川庁舎集会所
参加数　71名（会員64名、非会員1名、講師等6名）

毎年恒例の「年末調整等説明会」を実施しました。毎回盛況な研修会ですが、今回は昨年を上回る64名の会員企業が参加しました。また、オプションとして「消費税軽減税率制度」を追加で組み込んだおかげで、初めて、非会員１名の参加がありました。

「年末調整のしかた」についてDVDを聴講した後、玉川税務署法人課税第１部門の石亀上席調査官から留意点について説明していただきました。

つづいて、「法定調書の作成と提出」についてDVDを聴講した後、玉川税務署管理運営第１部門の木村上席徴収官から留意点について説明していただきました。

休憩をはさんで、世田谷区役所課税課　課税第３係の星野主事から「給与支払報告書の作成と提出」について説明を受けました。

最後に、玉川税務署法人課税第１部門の大髙上席調査官より「大法人の電子申告の義務化について」と「消費税軽減税率制度」について説明を受けました。

内容の濃い充実した研修であったと思います。今後も源泉部会の最大の事業を継続していきたいと考えています。

（源泉部会　部会長　松永 浩昌）

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させて頂きます。

第１支部
会 社 名：７７SALOON
代 表 者：佐野　永治（さの　えいじ）
会社所在地：世田谷区奥沢2-10-7　2F
電話/FAX：03-6874-6077
業　　種：飲食業
業務内容：BAR
　営業日　月～土曜日
　OPEN　17:00　ラストオーダー 翌2:00
　CLOSE 翌3:00
　定休日　日曜日/第1月曜日

第１支部
会 社 名：株式会社UPOFFICE(ユーピーオフィス)
代 表 者：松下　圭子（まつした　けいこ）
会社所在地：世田谷区奥沢2-13－2
電話/FAX：03-5701-9561
業務内容：フリーアナウンサー　キャスター

第５支部
会 社 名：株式会社稲田財務
代 表 者：稲田　裕（いなだ　ひろし）
会社所在地：大田区中馬込3-1-3-306
電話/FAX：03-6319-5822
Ｅ-ｍａｉｌ：h.inada@inadazaimu.jp
ＵＲＬ：http//inadazaimu.jp
業務内容：経営コンサルティング業
事業内容：
　お金が足らない経営から、お金が残る経営に変革し、事業を承継するお手伝いを致します。

第８支部
会 社 名：ライフェスト
代 表 者：森山　健一（もりやま　けんいち）
会社所在地：Lifest Arena（営業場所）
　　世田谷区鎌田3-17-4　豊伸ビル地下1階
電話/FAX：03-6805-6916/03-6805-6917
Ｅ-ｍａｉｌ：moriken@mrf.biglobe.jp
ＵＲＬ：http//www.lifest.jp
業務内容：
　各スポーツのための体つくりのためのマシンの貸与と指導。
　特に、ゴルフあとのからだのケア、回復、そして、体力強化については、プロ帯同経験のある、ゼネラルマネージャーの平野佳人さんが担当、業界では評判のトレーナーとして名高い。
　ゴルフ理論のまえの体作りに最適、そして、腰痛、関節痛などが原因でゴルフをやめてしまわないような体のケアの普及活動を実施している。
　入口からは想像のつかないほどの、広さを誇り600平米に各種マシンが数十台設置され、ストレッチ、筋トレのほとんどの方法が可能。
　平日の9－17時に限り、法人会会員様に限り無料体験ができます(要電話確認)。ぜひ一度行ってみて体験してください。

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】(現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】(2019年10月～)
帳簿の記載事項	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

〔これまで〕

帳簿(経費)

XX年 月	XX年 日	内容	金額
XX	XX	水道光熱費(○市)	○,○○○
XX	XX	会議費(○商店、お茶代ほか)	○,○○○
XX	XX	接待交際費(○屋、仕出弁当代)	○,○○○
⋮	⋮		
		XX年合計	◎◎◎,◎◎◎

消費税申告書　付表

課税仕入れに係る支払対価の額	◎◎◎,◎◎◎
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△

〔軽減税率制度実施(2019年10月)後〕

帳簿(経費)

XX年 月	XX年 日	内容	金額
XX	XX	水道光熱費(○市)	○,○○○
XX	XX	会議費※(○商店、お茶代)	□,□□□
		会議費(○商店、文具代)	○,○○○
XX	XX	接待交際費※(○屋、仕出弁当代)	□,□□□
⋮	⋮		
		XX年合計	◎◎◎,◎◎◎

※軽減税率対象品目　8%対象 ■■■,■■■　10%対象 ●●●,●●●

消費税申告書　付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■,■■■	●●●,●●●	◎◎◎,◎◎◎
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

消費税申告書

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります！

(注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

〈平成30年12月〉国税庁

軽減税率制度に対応するため、次の事項をチェックしてみましょう!!

ステップ1　軽減税率制度の内容の確認

- [ ] 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2　対応するための準備

- [ ] 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- [ ] 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式（※）への対応
- [ ] 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- [ ] 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

※ 2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）が要件とされます。

〔参考〕飲食料品の取扱い（販売）がある事業者の準備

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認
- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- 税率区分に応じた経理処理の見直し
- 納品書や請求書などの帳票の見直し
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備

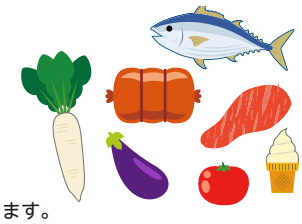

※ 売上げについても「区分経理」が必要です。
※ 免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

個人事業者の方へ（消費税確定申告書の作成手順の変更）

これまでは、①「帳簿（元帳等）」から「青色申告決算書」等を作成、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」へ転記して消費税確定申告書を作成することができませんので、注意が必要です。事業者の皆様の作成している帳簿により異なりますが、軽減税率制度実施後の消費税確定申告書の作成手順は、概ね、次のとおりとなります。

これまで	軽減税率制度実施後
帳簿 ↓ 青色申告決算書等→所得税確定申告書 ↓ 課税取引金額計算表等→消費税確定申告書	帳簿（「区分経理」されたもの） ↓　↳青色申告決算書等→所得税確定申告書 ↓ 課税取引金額計算表等→消費税確定申告書

※　軽減税率の対象品目の売上げがない事業者であっても、仕入れや経費に軽減税率の対象品目がある場合には、区分経理が必要となります。

免税事業者の方へ

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

お知らせ

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456　【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

世田谷都税事務所からのお知らせ

１月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23 区内）

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。平成 31 年 1 月 1 日現在、23 区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。**平成 31 年 1 月 31 日（木）**までに、資産が所在する世田谷都税事務所に申告してください。申告にあたっては、電子申告（eLTAX：エルタックス）もご利用できます。詳しくは、eLTAX ホームページ（http://www.eltax.jp/）をご覧いただくか、eLTAX ヘルプデスク（0570-081459）までお問い合わせください。期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

償却資産の申告についてご不明な点がございましたら、償却資産の所在する世田谷都税事務所の償却資産班（03-3413-7111）までご連絡ください。

【掲載例】

ー都税についてのお知らせー

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

１月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成３１年１月１日現在、償却資産を所有している方
申　告　先	償却資産が所在する世田谷都税事務所の償却資産班
申　告　期　限	平成３１年１月３１日（木）

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。

申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧いただけます。

東京都主税局　償却資産　検索

償却資産の申告には、電子申告（eLTAX:エルタックス）もご利用できます

eLTAX

ホームページ　http://www.eltax.jp/　エルタックス　検索

ヘルプデスク　☎ 0570-081459（ハイシンコク）（左記電話番号につながらない場合：☎03-5500-7010）

9：00 から 17：00　（土・日・休日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

１月の eLTAX 休日運用日のお知らせ

【内容】

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税について、eLTAX を利用した電子納税も行っています。

１月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

【掲載例】

―都税についてのお知らせ―

１月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

１月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でも eLTAX をお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

＜eLTAX　１月の休日運用日＞

1/19（土）、1/20（日）、1/26（土）、1/27（日）　8時30分～24時

＜eLTAX　通常の利用時間＞

平日　8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

＜利用手続についてのお問い合わせ＞

【eLTAX ホームページ】　http://www.eltax.jp/

エルタックス　検索

【eLTAX ヘルプデスク】　0570-081459（ハイシンコク）（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※ヘルプデスクについても、１月のみ休日対応を実施予定です。
詳細はホームページをご覧ください。

＜申告内容や納税についてのお問い合わせ＞

【電子申告、電子申請・届出】　渋谷都税事務所の各税目担当班（03-5420-1621）

【電子納税】　世田谷都税事務所の徴収管理班（03-3413-7111）

●国税の電子申告・電子納税等については、
e-Tax ホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp/）をご覧ください。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。　※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

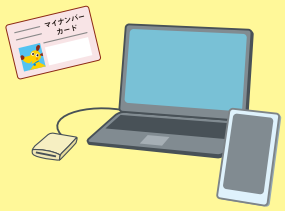

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると こんなメリットが！ → 添付書類の提出省略(注)　還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ　イータックス　検索
www.e-tax.nta.go.jp

駐車場の整備、舗装工事、宅地の造成工事、
私道整備工事、コンクリート擁壁、石積擁壁工事等の
土木工事がございましたら、御相談ください。

私共の会社は、東京都におきましても、世田谷区役所においても、土木Ａランクの業者です。野川、仙川の河川整備工事や世田谷区内の都道・区道の舗装工事、橋梁工事等多数手掛けています。

又、大手ゼネコンの協力会社としても、玉川管内において二子玉川駅の改良工事、瀬田交差点の立体工事、田園都市線用賀～桜新町間の地下鉄工事等も施工しております。

尚、建築工事におきましても当社がお付き合いしております大手ゼネコンを紹介することができます

森建設株式会社

〒158-0097
東京都世田谷区用賀３丁目18番14号
TEL.03(3707)3951　FAX.03(3707)2533

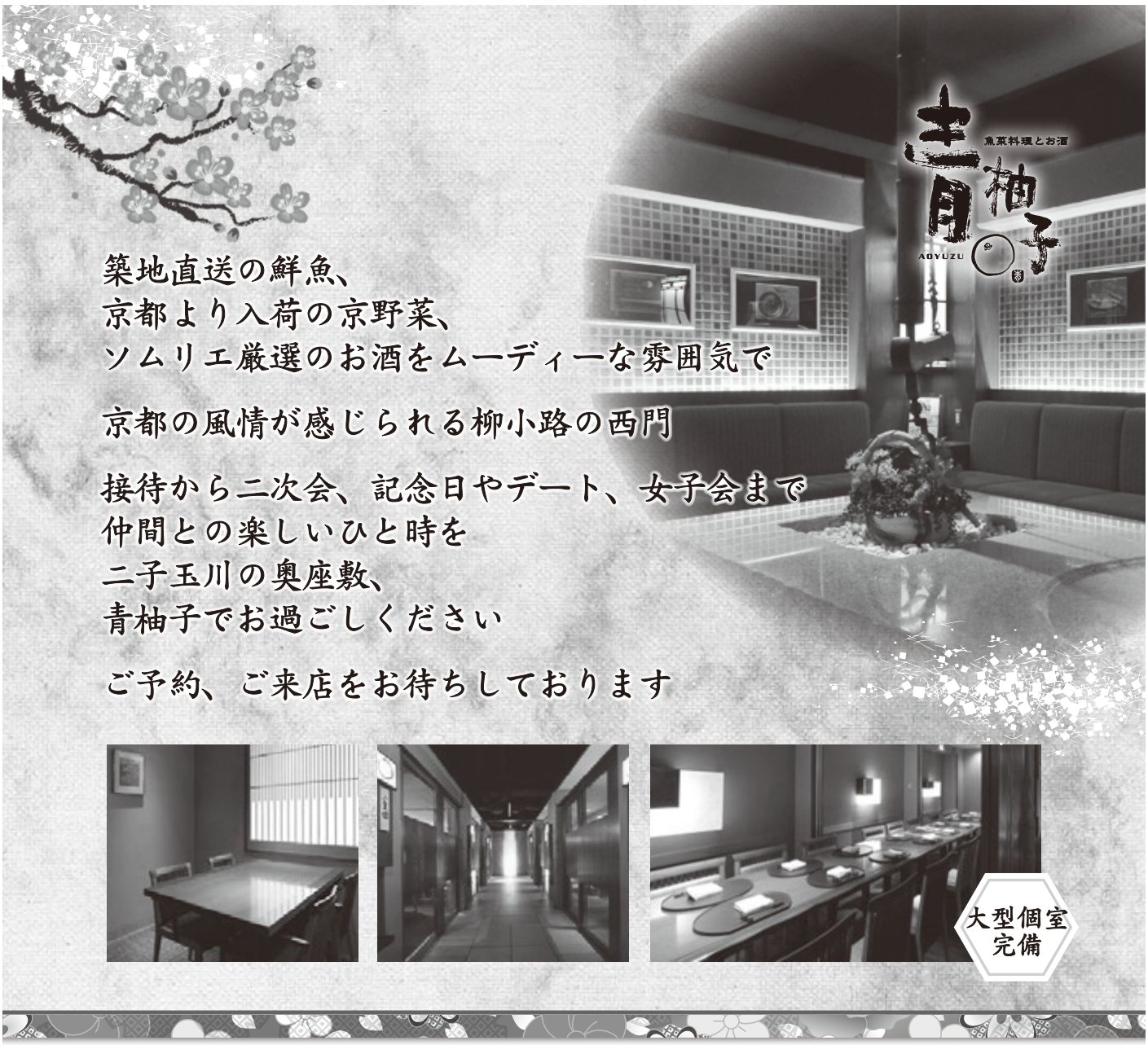

青柚子 二子玉川店

http://www.ao-yuzu.com

TEL.03-5717-3314

東京都世田谷区玉川 3-14-5 柳小路西角 1F

〈営業時間〉 ランチ ［月～日］ 11:30～15:00
ディナー ［月～土］ 17:00～23:00
［日･祝日］ 17:00～22:00

2～8名様の個室から
30名様までの大型個室まで完備
詳細につきましてはお電話にてお尋ねください

WEB予約受付中▶

二子玉川駅下車高島屋裏柳小路西角 1 F

魚と米にこだわるフードサービス企業
株式会社 にっぱん

渋谷・恵比寿など 47 店舗展開中
https://www.susinippan.co.jp

優秀な人材の確保・定着化に

東法連
特定退職金共済制度

（新企業年金保険）

従業員の退職金準備は 特（とく） 退（たい） 共（きょう）

特定退職金共済制度（特退共）の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会（東法連）が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
○所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
○東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
○約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S（平成29年10月24日）P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641　FAX (03)3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプ

（大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険）

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）

就業障がい状態による
リタイアリスクから
会社と家族をまもります

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8（渋谷道玄坂東急ビル3F）
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社
東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1（新宿ＮＳビル）
TEL 03-6894-9110